



H-101
h212×w290×d120cm



H-102
h168×w215×d188cm

第31回

破片による構成から「いのちあるもの」のかたちへ いのうまさゆき 井上雅之さん

この作品は、素材でいえばやきもののジャンルに入りますが、やきものとして見ると高さは人の身長ほどもある巨大オブジェ、あるいは彫刻ということになるでしょうか。

やきものという多くの人が「器」を連想します。筆者が若かったころ(30年ほど前)などは、「器の用をなさなければやきものとは言えない」と考える人が大半を占めていました。そういう時代に新人陶芸家としてデビューした井上雅之さんが作るものといったら、やきものの破片(を装った造形ユニット)を集めて立体を構成したような、「やきものは器であるべき」派からすると「わけのわからないシロモノ」にほかなりませんでした。

しかし、井上さんがデビューした1980年代の半ばは、「やきもののオブジェ」はもう珍しい存在ではなくなりつつある時代でもありました。それでも井上さんが作るオブジェは、当時の陶芸界に新鮮な衝撃を与えました。「用途とは無関係に」ということが徹底して、というか、あるいはむしろあっけらかんと表明されていたからです。やきものというメディアが純粋な造形メディアとして立ち現れてきた、歴史的な瞬間でした。

「やきものの破片」に対して、井上さんより旧世代の筆者のような人間が受ける印象は、「伝統的なやきもの」の破壊ということです。そういう破壊された後の破片を使って新しい立体を構成していく、というのが新人陶芸家時代の井上さんの創作手法であったわけ

です。しかし、それがどういう未来を志向しているのかは、観ている僕らには予測がつきませんでした。おそらく作者自身も「こういうことを目指しています」というふうには言えなかったのではないかと思います。

井上さんは、家庭を持ってから茨城県の八郷町(現在は石岡市に編入)に工房を構えました。八郷町といえば、筆者の印象では有機農法が盛んな町ということを連想します。それから「フルーツライン」と名づけられた農道が町を縦断していて、果物栽培も盛んというイメージがあります。そのフルーツラインから山の方に入っていった林の中に、井上さんの工房があります。

夫人も陶芸家で、果物や野菜のような形をしたオブジェを創作しています。井上さんの生活空間は「いのちあるもの」に取り囲まれ、それらが大きくなっていったり、色づいたり、しぼんだり枯れたりしていく姿を毎日のように目にしていく環境にあるといえるでしょう。そういうことが井上さんの創作に影響を及ぼしてはしないかと筆者は思います。

作品は、箱のようなものを並べたり積み重ねたりして構成されています。その箱のようなものは生きものの細胞にも見え、その細胞が増殖していったり、今にも動いたりしそうです。井上さんの中の「新しいかたち」へのアプローチは、「いのちあるもの」との日々の交感を通して育まれていったように筆者には感じられてしまうのです。

フルーツラインから山の方に入った林の中で

(制作・かたち21 <http://katachi21.com>)

土地家屋調査士 CONTENTS

NO. 641
2010 June



表紙写真
「語らい」

第24回写真コンクール入選
澤 潤次郎●京都会

美の工房 工芸評論家●笹山 央

- 03 平成の「伊能忠敬」たち ～地図が蘇る～
第1回 特別寄稿 地籍学のデッサン 早稲田大学大学院教授 山野目章夫
- 09 制度制定60周年記念特集
ブロック協議会長に聞く
「2000年代最初の10年を振り返って」①
- 14 「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 多摩」盛況裡に開催!!
- 19 提言シリーズ 第6回
ADR 特別研修への取組み
(「土地家屋調査士特別研修の事前研修」について)
- 22 「土地境界問題相談センター函館」設立
- 25 広報最前線／秋田会
- 28 特定認証局の動き
認証局を支える「公開鍵基盤」とはどんなものなのだろうか？
- 30 事務局紹介 Vol.13
大阪会／宮城会
- 32 会長レポート
- 35 ちょうさし俳壇
- 36 ネットワーク50
福井会・大分会・長野会・三重会
- 40 土地家屋調査士名簿の登録関係
- 41 会務日誌
- 42 第7回国際地籍シンポジウム(台湾)
会員研究論文募集のお知らせ
- 44 講習のお知らせ
◆実務に生かせる——「紛争解決学」講義 講師 廣田尚久
- 46 土地境界基本実務V
「境界鑑定V(筆界の特定技法)」発刊のお知らせ
- 48 土地家屋調査士制度制定60周年記念
第25回日調連親睦ゴルフ千葉大会
- 49 会員の広場を利活用ください
- 50 2009年度「土地家屋調査士」掲載
索引 2009年4月号(No.627)～2010年3月号(No.638)
- 55 平成22年 春の叙勲・黄綬褒章
- 56 編集後記

平成の「伊能忠敬」たち～地図が蘇る～

地籍学のデッサンの会報転載について

不動産登記法第14条第1項に規定する地図が、都市部において整備が進んでいないといわれて久しくなりますが、平成地籍整備計画による各省連携・民間活用による地図整備が求められる中、不動産登記法の改正や平成地籍整備計画の推進等を契機として、関係省庁はもとより国民の代表者である国会議員の先生方にも、土地家屋調査士の持つ専門的知見の活用が必須であると発言されるようになってきました。

筆界特定手続制度への土地家屋調査士の真剣な取り組みと各土地家屋調査士会ADR設置の全国展開の波及効果の一面でもあり、各界・各層には、土地家屋調査士は「境界問題の法的サービス提供者」として認知されてきています。

また、国土交通省からも、街区基準点の整備や街区における官民境界の先行調査と組み合わせた地積測量図等を活用した効率的な地籍調査の試行や検証などの場面においては、その都度意見を求められています。

山野目章夫先生ご執筆の論文に紹介されている国土審議会土地政策分科会企画部会の「国土調査のあり方に関する検討小委員会」(清水英範

座長)には、当連合会の推薦により山脇優子・連合会制度対策本部員(大阪会会員)が委員に任命され意見を述べています。

登記所に備付けられる地図の作業工程で最も重要な境界立会業務においては、土地家屋調査士の専門性を活用することが不可欠であることから、当連合会としては、登記所備付地図整備の促進策として、国土調査の一環として実施される地籍調査事業に、土地家屋調査士がより積極的に参画できる環境を一日も早く用意したいと考えて、本年3月末に成立した国土調査法及び国土調査促進特別措置法の改正法案審議に重大な関心を以って関係機関と協議させていただくとともに、今後のより充実した事業展開に期待しているところです。

本論文は、既に「月刊登記情報5月号」(社団法人金融財政事情研究会)に掲載済みですが、執筆者である山野目章夫教授並びに発行所である社団法人金融財政事情研究会・登記情報編集部にそれぞれ転載の了解を頂き、本会報に転載することにいたしました。

(文責：専務理事 瀬口潤二)

第1回 特別寄稿

地籍学のデッサン

〈国土調査促進特別措置法と国土調査法の改正に寄せて〉

早稲田大学大学院教授 山野目章夫

第174回国会に内閣が提出していた「国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律」案が、2010年3月31日、参議院で可決され、法律として成立した。今まで第5次の国土調査事業十箇年計画のもとで進められてきた国土調査は、これにより、新しい第6次の計画の策定に向けて道筋が得られた。ここでは、地籍調査の分野に限り、その要点を紹介しようとするが、周知のように、地籍の諸問題は、不動産登記制度も密接に関わる。そこで、単なる法律紹介でなく、この機会に、およそ地籍なるものを考える視点を調べておくこととしよう。

また、この法律の立案の準備段階においては、国土審議会土地政策分科会企画部会に「国土調査のあり方に関する検討小委員会」が設けられ、その報告書が2009年8月にまとめられた(国土調査のあり方に関する検討小委員会報告書「国土調査の今後のあり方について」、本稿では「委員会報告書」とよぶこととし、また、上記委員会は「検討小委員会」と略称する)。法律に法文で謳われている事項のほか、そこには表われていないものの今後の運用などにおいて委員会報告書の提言が参考とされる部分も少なくないと予想されるから、必要な範囲で委員会報告書の提言内容にも論及することとする。

I デッサンを考えることの大切さ

1 地籍を論ずる際の問題状況の現状

地籍という言葉の公的な定義は、ない。しかし、一般に地籍という言葉で観念されているものが重要であることは広く認識されており、そこで人々が考える地籍というものの最小限の意味内容を拾い出すならば、地籍とは、土地の位置と所有者を明らかにする営み、またはその成果である。そして、成果としての地籍を集積する最終的な責任は、不動産登記制度が担う。すなわち、登記所には「土地の区画を明確にし、地番を表示」する「地図」が備え付けられる(不動産登記法14条1項)ことにより土地の精密な位置が明らかにされ、そのうえで、地番で認識される土地の一つ一つについて、登記記録が開示され、そのなかの表題部に「所有者」が記録される(同法27条3号)。

ここから、営みとしての地籍を考える際に、「地図」を作る作業が重要であることが自ずと明らかになる。そして、その「地図」の給源の大部分が、国土調査事業の一環として行なわれる地籍調査において作成される地籍図である(国土調査法2条5項・20条、不動産登記規則10条5項、給源として次に多いのが土地改良図等であり、その次が法務省所管事業である登記所備付地図作成作業により作成される地図である。)

この地図づくりのことを知ろうとする際に、私たちの足許を見つめるならば、事態は混沌としており、容易に明快な把握に達することがない。まず、所管する役所の多様性というバリアがある。法務省と国土交通省がそれぞれに所管する事項があり、また、国土調査は、国が直轄する事業と、市町村が実施主体となる部分とがある。くわえて、それらを規律する法令や先例は多岐にわたり、しかも、多くの部分が法律でなく、それ以下の政省令や通達に委ねられる。こうして、一般から見て地籍は、わかりにくいと映りがちであり、また、いきおい体系的な学問研究の対象ともされにくい。“地籍”と“地積”は取り違えて誤記されることがあり、“地図混”と耳で聴いて何を意味するかわかる人は少ないし、まして、“E工程”という言葉の意味を理解する人は、相当な専門家である。

2 ひとつのデッサン

(1) 成果としての地籍に要請されるもの

しかし、嘆いてばかりもいられないであろう。やや遠くを見るような視線で地籍を考えるうえでの思考枠組を用意しておくことが要請されるにちがいない。まず、成果としての地籍について言うならば、それが地図という観念で表現されるのに対し、扱っている題材は土地という具象である、という組み合わせから来る宿命的な問題がある。観念と具象との対峙という困難な問題であり、地図という机上のものに表示された点や線との対応を現地での確に明らかにする術が問われる。さいわいにして現代に生きる私たちは、地租改正に際し労苦があったにちがいない明治期の先輩たちに比べ恵まれており、世界測地系を用いて精密な測量をし、それにより座標値で記録されたものを現地で復元することが可能である。しかしまた、この恵みに浴するにあたり、現代人は、傲慢であってはならないであろう。不動産という名辞に偽りあり、であり、土地は動くのである。地殻の変動が一定の程度を越えるとき、いったい土地の本当の境界は、座標値(観念)により示されるのか、それとも境界標など現地の表示(具象)により定まるのか、という深刻な問いが突きつけられる。今後、一方では、来るべき都市災害に備え、神戸の際に筆界移動について示された先例(民事局長回答「兵庫県南部地震による土地の水平地殻変動と登記の取扱いについて」平成7年3月29日民三2589号〔登記先例集通Ⅷ668頁、登記研究570号157頁])のもつ意味を問い直しておかなければならないし、他方において現地に設けられる境界標をめぐる法律制度的な課題の整理も必要である。しかし、これ以上は本稿でこれらの主題には立ち入らないこととしよう。

(2) 営みとしての地籍に要請されるもの

これに対し、地籍の営み、つまり地図を作るプロセスについては論ずべきことが多い。何よりも、そのプロセスを誰が進めるか、という問題がある。それからもう一つ、地図を作る対象となる場所の特性という問題もある。

まず地図を作る担い手の問題から述べるならば、そこに国と市町村との役割分担という視点もあるが、これのみで終わるのであるならば、視点として

は小さい。国も市町村も、要するに広い意味において政府であるが、地籍調査は、その政府が責任をもって組織しなければならないとしても、なにかも政府に任せきりでよいか、という問題も置き去りにされてはならない。最も地籍に関心をもつべきであるのは、私たち自身、つまりプロセスに即して言うならば、土地の所有者であり、その人たちが主体的に関わる契機も大切である(次述Ⅱ)。

もう一つ、ひとくちに地図を作ると言っても、その対象となる土地の風景はバリエーションに富む。すくなくとも市街地(“マチ”)と、そうでないところとは大きく異なる。それぞれの特性に応じた地図づくりの工夫が要ることであろう(後述Ⅲ)。

Ⅱ 地図を作る担い手の問題

1 担い手の問題を考えるための基本的視点

担い手の問題を考えるとき、専門家であればあるほど小ぢんまりとしたサイズで物事を考えがちである。ある事項を法務省の所管とするか国土交通省の所管とするか、とか、ある事柄について国と地方の役割分担をどうするか、とか、そういうことは、端的に言うならば二の次のことである。その前に明快に確認しておかなければならないことは、政府の役割と住民の意識。この二つである。地籍の問題を解決することは、ほかの誰でもなく私たちの住む土地を明確に認識することにほかならず、しっかりとそれをしておかなければ困ることになるという地権者たち自身の主体的意識が、まず大切である。そして、そのような意識をもつ住民を支援するため、政府が強力な態勢を用意しなければならない、というところまで話が進んで初めて、そのために効率の良い府省間や国・地方間の役割分担の姿が問われる(土地基本法6条・8条参照)。

出発点で確認されなければならない基本思想は、このようなことであるが、現実の政治過程では円滑な説明・説得のため微温に論理が展開されることもある。しかし、要するに、ゆきつく帰結が適切であればよいのであるから、そのことをあながち悪いと力む必要もないであろう。このたびの新しい十箇年計画の論議においても、現実即した論議は、地籍調査の実施主体である市町村に困難が多いから、その負担を軽減するため、あるいは国が、あるいは住

民や事業者が大きな役割を果たしてゆくべきである、という論法が支配したが、べつに市町村に財政難などなくても、初めから住民は主体的であるべきであり、それを国は予算などを惜しまずに支援すべき筋合いであった。私たちは、論議の成果が具体的に指し示すものが妥当なものであることを認識すると共に、論議の過程で見えにくい地籍論の基本思想を忘れてはならない。やや具体的に観察してゆこう。

2 国と市町村との役割分担という問題

いままでの国土調査事業においては、たしかに多くを市町村に頼ってきたという経緯がある(国土調査法2条1項3号・6条参照)。しかし市町村は、財政状況の悪化や行政需要の多様化により予算や職員の確保が難しくなっているという現状があり、これ以上に負担の受け入れを求めることはできない。それもまた現実であり、市町村等の負担軽減を図るためには、いくつかの対策が考えられるであろう。第一は、いままで基準点測量のみを実施している国の基本調査の範囲を拡大し、地籍調査の基礎となる境界の調査・測量については国が実施するようにすることである。国土調査促進特別措置法2条1号の新規定が、「土地及び水面の測量(このために必要な基準点の測量を含む。)」を国の直轄事業とすることを明示したのは、このような文脈で理解される。

市町村の負担軽減策の第二は、「民間等の測量成果の有効活用を推進すること」(検討委員会報告書)である。実際、地図の給源ということに関し既に、民間事業者の事業のなかで行なわれた成果を取り入れるという道筋も、用意されていないではない。土地改良区、土地区画整理組合、森林組合などが調査を実施して作成した測量成果で国土調査の成果と同等以上の精度等を有する測量成果については、国土調査の成果と同一の効果があるものとして指定する制度(国土調査法19条5項)がある。しかし、この制度が盛んに用いられているかということ、そうではない。民間開発事業者にとってみれば、申請手続きに係る追加的な測量や事務作業が負担であり、それに対する支援措置もないといった理由が指摘されている。そこで委員会報告書は、一定の支援措置を行なうなどしてインセンティブを付与することを提言した。

もっとも、先にも述べたように、この19条5項の制度を市町村の負担軽減や民間活力の活用という視点からのみ眺めるのは、いささか皮相でもある。「民間開発事業者は19条5項の問題を処理しておくことが、都市の開発を担う者としての重要な、公に対して担っている責任なんだということがまず先頭にあって、だからきちんとやってくださいよというのが最初で、その次に、支援もしますよというのが来て、一番最後に、行政の内部でも連携しますよという順番になると考え」(山野目・発言・検討小委員会第3回会議、2009年7月27日)という思考の順路が辿られるべきであろう(土地基本法7条も参照)。

3 土地の所有者が主体的に関わる契機

(1) 国土調査法の注目すべき改正／10条2項の追加

今般の法律は、国土調査法の改正も含んでいる。そのなかでも特に注目されることは、「都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができる」と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う国土調査……の実施を委託することができる」とする制度(国土調査法の新規定10条2項)がそれであり、都道府県又は市町村が、一定の要件を満たす法人に、国土調査に係る調査や測量を委託することを可能とするものにほかならない。

どのような法人を実際に受託主体として考えるか、は今後、国土交通省令において定められる要件の如何によることになるが、検討小委員会の段階の論議においては、だいたい二つの方向が話題となった。ひとつは、「例えば、今、土地改良区、土地区画整理組合、森林組合等とございますけれども、そのほかにも既に現況として地籍調査に近いような事業をやっておられる団体なりがあった場合、そういった団体にも対象範囲を広げていくという選択肢がある(藤田国土調査企画官・発言・検討小委員会第4回会議、2009年8月19日)。この方向は、上述の19条5項と発想が接近してくる側面もあるであろう。もうひとつは、住民ら自身が、「おそらく周囲の何軒かの方々に呼びかけて、自分が住んでいるその自分の土地の一筆を含む、少なくとも一個の街区の人たちが集まって、全く仮の名称ですけれども、地籍調査組合とでも呼ぶべきものをつくって、

それに対して民間団体でも地籍調査の成果を獲得する権限があるということを公共が認定して、成果につなげていくということ」というイメージである(山野目・発言・検討小委員会第4回会議、2009年8月19日)。そこまで一気にゆくことができるかどうかは定かでないが、目標とすべき一つの像ではあるにちがいない。そして、それが実現する際には、地権者という当事者自身による発意が地籍調査のプロセスに織り込まれることになる。どうしても役所の文書では“民間”の活力を用いるという上からの視線で表現しがちであるが、落ち着いて考えるならば、そのような言い方自体、逆立ちした発想である。

(2) 土地家屋調査士への期待

このように問題を整理したうえで、さらに具体的手順を考えるにあたっては、たとえば資格者職能である土地家屋調査士への期待は大きい。当然のことであろう。地籍は、土地の区画を明らかにする作業を伴い、区画を明らかにするためには境界を見究めなければならないところ、ほかならぬその専門家であるからである。その際、土地家屋調査士法人などが地籍調査を受託する法人になるという姿も、たしかに、あってよいのかもしれない。けれども、むしろ当事者である土地の所有者らに寄り添って、それを支援するという役割に徹する姿勢を明確にしようとするならば、地権者らが作るまさに地籍調査組合のようなもののなかで専門的な助言をする、という関与の在り方こそ、研究されてよいのではないか。また、「地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習」に習熟する土地家屋調査士(土地家屋調査士法25条2項)は、登記所備付の地図を実務で利用しており、この地図の作成過程に不備が生じた場面の事務処理の困難を実感している。そこで広く一般的に地籍調査の計画段階から関与して、住民の地図作成の要望が強い場所から優先して事業を実施することができるようにするうえでも、貢献を期待することができるであろう。

Ⅲ 都市部と山村部という視点

1 都市部を考える際のヒント——街区外周先行という考え方

このように地域の慣習などに精通した土地家屋調

査士への期待が大きいのも、土地というものが、ひとことで土地と言っても、さまざまな容貌をもっているからである。何よりも、都市部(市街地、“マチ”)は、人口が稠密であり、境界に対する人々の意識も山村部とは大きく異なる。そうであるからこそ、地籍調査の工程においては、異なる精度が定められ、許容される誤差の限度の異別の扱いが妥当する(国土調査法施行令6条・別表第五)。街区の内部においては筆と筆とが細かく接しあい、大きな面積にわたり一筆測量を一挙に進めることには困難が伴う。このような都市部の特性を考慮した都市部の地図づくりの方策としては、「[街区の外周りのところについての調査測量を固めた上で、徐々に内部に入っていくという、地籍調査の一種の段階的施行の発想]」(山野目・発言・検討小委員会第1回会議、2009年3月13日)つまり街区の輪郭を画定してから街区内部の各筆の調査に及ぶという、いわば二段ロケットのような事業の進め方は、一定の合理性をもつにちがいない。もともと市街地が街区を単位としてできあがっているという都市というものの構造的特性があるし、制度的に見ても一筆地調査がするのは筆界の確認(再形成)であるのに対し、街区輪郭についての官民境界画定協議は、法的な性格を異にし、より形式的な性質が強い(国有財産法31条の4)。このように考えるならば、人口集中地区(DID)について国の直轄事業として行なわれた都市再生街区基本調査により街区基準点を設けたことは、ひとつの実験として意義が大きい。

しかし、都市再生街区基本調査は、国土調査の法体系上明確な根拠をもたないものであった。そこで委員会報告書は、都市部において、官民境界情報の整備を促進するための基礎的な調査を実施することとし、人口集中地区においては、今後の10年間で地籍明確化の緊急性が高い地域の半分程度の地域について、少なくとも官民境界の明確化を図るべきであるという方向が示された。その前提となっている考え方は、都市部において迅速かつ広範囲に一定の効果をj得るため、通常地籍調査に先駆けて官民境界の情報を速やかに整備する手法を導入することであり、これにより、後続地籍調査を実施する市町村等の負担を大幅に軽減することができるjと説明される。このような方法を採用することにより、官

民の境界情報を地籍調査に先駆けて広範囲で整備し、その成果に、原則として世界測地系の座標値が付与されることとなった地積測量図を逐次反映させることができるようになるから、街区内部も含めた高精度な境界情報の整備を進め、将来的にはそれらを活用して効率的に地籍調査を完了させるという手順が可能性を帯びてくる。また、そのためには、調査した官民の境界情報を登記所に送付し閲覧できるようにするなど、地積測量図を作成する場合等において、この成果を広く一般に活用できるようにすることや、官民の境界情報を整備する調査の法令上の位置づけを明確にすることなどが求められであろう。

2 ひとくちに山村部と言うけれど

このような問題状況が観察される都市部と対比されるのが、山村部である。しかし、その様相を街の人々は、大味で捉えがちである。山村部は、単なる山でもなければ単なる村でもない。単に田園の光景が広がっているというものでもない。そこにはまず、集落を呈し家屋がある“サト”がある。そこに限る限り、問題の様相は都市部と大きく異なるものではないが、誤差の限度は緩和されることもあるから、測量を簡素にすることが許容されてよい場面もあるであろう。くわえて、山村部は、山林(“ヤマ”)や農用地(“ノラ”)を擁し、さらに遠くに高い山岳(“タケ”)を望む。これが山村部の基本的組成である(広田純一教授の土地利用計画制度研究会における研究報告)。これらのうち、“タケ”の大部分は固定資産税非課税地(不動産登記法附則9条参照)であろうが、“ノラ”や“ヤマ”は、基本的に私有地であり、地籍調査の対象である。けれども、高齢化が進むなか、“ヤマ”の一筆地調査に常に地権者の同行立会を要請することは、今後ますます困難が大きい。

このような山村部の現実を見据えて委員会報告書は、測量の簡素化や境界確認手続の弾力的運用を図るという工夫を通じ、新しい十箇年計画においては、「森林施業の推進にも資する等の観点から緊要性の高い地域を中心に、第5次十箇年計画の実績を大幅に上回る地域で地籍の明確化を図る」という方向を示した。境界確認手続の弾力的運用は、地籍調査の立会について、土地所有者の高齢化や地形が急峻で

あるなどの理由により実施が困難な場合には立会が得られないことについて相当の理由があると扱い、筆界を確認するに足りる客観的な資料が存在する場合について当該資料により作成された筆界案を用いて確認を求めることができる旨の解釈を明確にするなどのことをいう。なお、2002年度から実施している山村境界保全事業を国土調査法に基づく基本調査として位置づけるという方向も示されている。

IV 今後の展望

1 第6次国土調査事業十箇年計画の策定に向けて

このように都市部と山村部のそれぞれについて目標設定が提言されていることで既に示唆されているところであるが、つぎの十箇年計画においては、目標の立て方自体から少し工夫が試みられることになるであろう。

今般の法律は、何より、新しい十箇年計画への道筋を示すために制定された。すなわち、同法律により国土交通大臣は、2010年度を初年度とする第6次の国土調査事業十箇年計画を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととされている(国土調査促進特別措置法の新規定3条1項)。いままで進められてきた第5次の計画は、地籍調査について、全国土から国有林および湖沼などの公有水面を除いた調査対象地域である面積286,200 km²のうち、34,000 km²を調査することとしていたが、2009年度末時点の実施面積は約16,400 km²になると推計されており、目標達成率は48%となる見込みである。

このような第5次計画の反省も踏まえ、第6次の計画に盛り込む内容は、法律制定を受け、これから政府で検討されることになるが、これに先立ち委員会報告書が次のような提言をしていたことは、注目されてよいであろう。すなわち、計画実施により10年後に境界が明確となる地域の割合を提示するなどして「計画目標のアウトカム指標化」を図り、国土調査事業を推進する効果を広く国民に提示すべきであり、また、都市部なり山村部なりについて調査手法について地域特性に応じた対応が求められることに留意して、目標設定も、地域や調査手法別に区

分した細やかなものとするのが志向されている。

2 将来的課題——筆界特定などとの関係

以上のほか、地籍調査の具体的手順について検討委員会報告書においては、従来の実務上、所在が不明であるなどして土地の所有者による確認が得られない場合は筆界未定となる扱い(地籍調査作業規程準則第30条)をしてきたところを改善する趣旨において、筆界特定(不動産登記法133条2項)と同じように公示送達の規定を設け、土地所有者の確認が得られなくても客観的な資料が存在するならば、事前に登記所との協議を必要とするなどの厳格な手続の下、境界を確認することができるような仕組とする提言がなされている。

これはこれとして否という筋合はないけれども、本来的には、筆界未定地が生ずるおそれのある局面において、筆界特定そのものの投入を可能とすることが、もっと考えられてよい。そのためにはやはり、申請を待つて筆界特定を開始するとする仕組(不動産登記法131条)が見直されなければならないであろう。

さらに斬新な構想としては、筆界未定となった土地群を全体として一筆の土地にする手続の導入ということ(渡辺秀喜「再考『合分筆の登記』の手続」登記情報575号〔2009年〕)を思い切ってするするならば、地図混乱地域の解決にも役立つにちがいない。今般は地籍調査に関する論議が中心であったから、従来において主に登記所備付地図作成作業のテリトリーとされてきた地図混乱地域を論ずる余裕がないが、これもまた重要な課題である。

以上で論ずべきことが尽くされたとは考えないけれども、ここにデッサンとして掲げたことは、さしあたり地籍の問題の抜本的解決にとって避けて通ることができない。それらが概ね実現されるのに、あと何回の十箇年計画を必要とするであろうか。今世紀末というのでは遅すぎるにちがいない。すくなくとも今世紀前半の可及的に早い時期にはデッサンを机上のものでなく現実にとすること、それをめざすべきではないか。

ブロック協議会長に聞く

「2000年代最初の10年を振り返って」①

大きな節目であった制度制定50周年から10年が過ぎました。大きな変化の波に洗われた感のある2000年代最初の10年を経て、8つのブロック協議会は、全国50の土地家屋調査士会の一体化の要として、ますますその存在は大きく、重要となってきています。

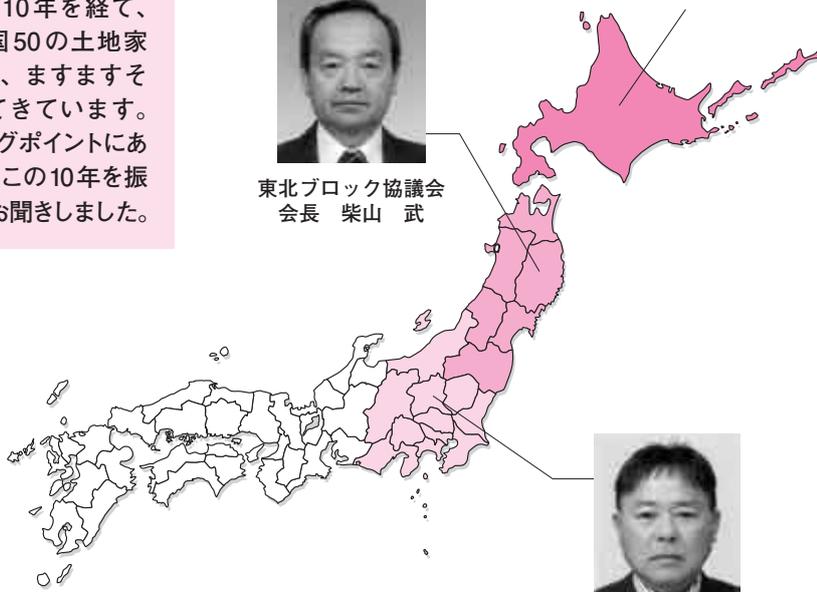
「60周年」という新たなターニングポイントにあたり、各ブロックの協議会長に、この10年を振り返って、また将来についてなどお聞きしました。



北海道ブロック協議会
会長 山谷正幸



東北ブロック協議会
会長 柴山 武



関東ブロック協議会
会長 椎名 勤

関東ブロック協議会会長 椎名 勤

プロフィール

座右の銘

諸行無常

昭和53年3月18日登録、千葉県土地家屋調査士会会長。千葉会にて理事、財務部長、総務部長、副会長を経て現職。関東ブロックでは副会長を経て、現職。趣味はゴルフ。

●今年が制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。

先の50年間と比較し、この10年間の土地家屋調査士を取り巻く環境は著しく変化しました。業務内容の高度化、新しい分野への参画、社会貢献、報酬規定の撤廃etc、いずれもわが国の社会・経済環境の変

化と無縁でなく、急速な変化は、避けて通れない道程であったと思う。

規制、統制が強かった日本型資本主義から自由なアメリカ型資本主義への転換が図られ、規制緩和と政策が導入された。しかし、アメリカ型資本主義もまたサブプライムローンの破綻やリーマンショックを招き、進化を余儀なくされている。今、資本主義社会は混迷を深めている。

これから人、物、金の動きがどうなるのか、土地家屋調査士制度の行方と無縁ではない。今は、次の50年へのターニングポイントに差し掛かっている。

この時代に生きる土地家屋調査士が、混迷社会の要請にどう応えるか。

会員、単位会、ブロック協議会、連合会がそれぞれのポジションをしっかりと認識し、言葉ではなく

具体的な行動をもって応えるしかない。

制度の発展を連合会だけに託しても自ずと限界があると思う。

●この10年の変化について、貴ブロックではどんな対応をされてきましたか？

関東ブロックでは、この10年の変化に対し、以下のとおり対応してきた。

- ①毎年、管内調査士会の役員が一同に会する担当者会同を開催し、タイムリーな意見、情報交換を行なった。
- ②各单位会で開催される研修会情報を管内調査士会に提供し、ブロック内会員の能力向上に努めた。
- ③急速な変化に対し、その都度ブロック内会長会議を開催し、情報交換、意見交換を行い、共通認識の下での会員指導及び連絡に努めた。
- ④ブロック研修委員会を組成し、新人研修が変化に即した内容となるよう力を注いだ。
- ④親睦ゴルフ大会を開催し、ブロック管内における個々の人的交流の拡大に努めた。
- ⑤毎年、管内調査士会長と管内選出連合会役員、政治連盟会長、公嘱協会理事長との懇談会を個別に開催し、調査士制度の変化の中でそれぞれが抱える問題について、意見交換、情報交換を行ってきた。
- ⑥93条調査報告書創設にあたっては、検討委員会を組成し、円滑な運用に努めた。
- ⑦ADR 専門委員会 (ADR11) を立ち上げ、ADR 機関相互の情報交換と手続き実施者の研修を行なっている。
- ⑧認定調査士に対し、ADR 代理人研修を行なった。
- ⑨管内調査士会役員相互の情報交換、意見交換を円滑に進めるため、インターネットを利用した会議室を創設した。

●貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。

ブロック協議会は、連合会とブロック内調査士会の連絡・協調及びブロック内調査士会相互の連絡・協調を図る潤滑油的な役割を担っていると考える。

そのような観点から、下記の事項について力を注いでゆく。

- ①管内調査士会役員のための電子会議室の利用促進を図る。
- ②ADR 専門委員会 (ADR11) を通じ、関東ブロック内ADR相互の情報交換と研修による能力向上を図る。
- ③筆界特定とADRの連携が模索されている中、筆界特定専門委員会の創設を検討する。
- ④新人研修の充実を図るため、日程を拡大する。
- ⑤オンライン申請、14条地図作成、社会貢献、研修CPD、会計処理など調査士制度が抱える様々な問題について、掘り下げた意見交換と幅広い情報交換を行うため、担当者会同の日程拡大を検討する。
- ⑥連合会と管内調査士会の連絡・協調について検討する。

●ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。

ブロック会長会議、全国会長会議について、現在のブロック会長会議や全国会長会議は連合会からの提案や報告事項に多くの時間が費やされ、議論が深まらない。

このままでは連合会の努力も伝わらず、連合会と単位会の意識・認識の差が拡大する懸念がある。

全国会長会議の日程を拡大し、内容を抜本的に変更することを要望したい。

東北ブロック協議会会長 柴山 武

プロフィール

座右の銘

是は是、非は非

昭和54年3月1日登録、福島県土地家屋調査士会会長。
役員歴は20年に及ぶ。
趣味は秘湯巡り、友人との飲酒、子や孫と遊ぶこと。

●今年が制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。

ア。「登記所が消えていく！」…。

昔、想像もしなかったことが現実化しております。登記所の統廃合に伴い、単位会の支部統合も同時に進めなければなりません。ところが、統合

される支部、受け入れる支部、双方に各々お家の事情がある訳で、賛否両論、まさに混乱の真ただ中にある訳です。支部長会議では、もはや支部不要との意見も飛び出しており、更に将来的には単位会そのものも不要になるのではないかとの意見も出されております。確かに現代の情報化社会において、もはや支部単位で行動する時代ではなく、必要性も失われてきていることに違いはなく、今後は、単位調査士会のみならず、連合会組織に至るまで根本から見直さなければならぬ時期に来ているのかも知れません。

イ. 「その場で公共座標が容易に手に入る！」…。

安価なGPSの誕生により、国土調査基準点を探し求めて何日も穴を掘り続ける、そういう過酷な労働から解放され、ほっとしているのは私だけでしょうか。嘗て平板測量から光波測量に替った時代に匹敵する革命が再び現実のものとなっております。このGPS測量は私どもが行う測量の原点を覆すもので、文明の利器にただただ感服、感激しております。反面、今日まで行ってきた測量の桐がすべて露出するところとなり、かつ、同一境界点に複数の座標が存在する結果となり、このことは、新たな苦悩の始まりというべきなのかもしれません。

●この10年の変化について、貴ブロックではどんな対応をされてきましたか？また、貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。

ア. 「土地家屋調査士制度に関する広報活動の強化」

嘱託官公署に対し、土地家屋調査士業務に係る営業品目の新設を追加するよう啓発活動することとした。国の機関に対しては連合会にお願いし、地元については単位会で対応することとし、同時に一斉に行う必要があるものと思っております。具体的な時期を協議し実施したいと思っております。

イ. 「測量技術研修の実施」

本年は、宮城、山形、福島の3県が参加して、測量専門校内での研修会を予定しております。主に新人を対象にしてのものです。将来的にはブロック全体が参加して実施できるよう考えております。

ウ. 「寄附講座・出前講座などの実施」

現在、宮城会で実施している志津川高校に対する寄附講座ですが、ブロック全体で実施できるよう、もっか検討中です。

エ. 「ADRセンター間の情報交換会の実施」

ADRセンター間の協議会を開催し、情報交換を積極的に行うことにより、調停技法に関する研修題の提供や共有化、講師の派遣、或いは金銭的な悩みの解決、等々に関し協力体制を構築したいと思っております。

●ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。

・「情報を分析し簡素化して分かりやすく伝達する」

パソコンの普及により、直接会話することなく、文書で伝達されることが多くなった。そのためか、文言が複雑怪奇なうえ曖昧で、誤解を生ずる事例が多く散見される。発出された文書の真意を正しく理解するため、情報の交換や共有化を踏っております。また、ブロック内会長会議については極力省略することなく、一同に会して議論するよう努力しております。

※是は是、非は非；是是非非、謂之智、非是是非、謂之愚
＝是を是とし非を非とす、これを知といい、是を非とし非を是とす、これを愚という。——「荀子」修身。客観的に、また公平に物事を判断すること。正しいこと(是)は正しいと認め、正しくないこと(非)は正しくないとする。

北海道ブロック協議会会長 山谷 正幸

プロフィール

座右の銘

今を一所懸命に

昭和57年4月14日登録、旭川土地家屋調査士会会長。旭川会にて理事、常任理事、境界鑑定委員長を歴任、現職に至る。趣味は読書、野菜作り、業務と関連した筆界を特定するための地図の研究。

●今年は制度制定60周年ですが、50周年からこれまでの10年間を振り返っていかがですか。

ア. 報酬規定の撤廃

当初は先行きに不安も感じていましたが、幸

いにも連合会の対応が適切に行われたこともあって思いのほか大きな波乱もなく現在に至っているものと思っています。

価格についての適正は難しく、適正価格とは何なのか、この価格がどのような仕組みで提示されているのかと疑問に思うこともあります。どのような価格であれどのような仕組みであれ、人間が人間としてそれぞれに未来を描くことの出来る適正な価格に向かってほしいものであります。

イ. ADR認定土地家屋調査士の誕生及びADRセンターの設立

土地の境界紛争については多くが隣人間の争いであるということは土地家屋調査士が一番よく知っています。

法14条地図作成作業における現場でも過去において境界確定訴訟をし、一方が転居されているという現状をみるとやはり公開の場で隣人同士が争うというのは大変な事であると考えさせられてしまいます。

今まで境界争いの解決機関としては裁判所が唯一の機関でしたが、平成18年1月20日に施行された法務局の筆界特定制度が相当数使われるようになってきているようです。しかしながら、いずれも公的機関ですので今一国民は躊躇する部分があるのではないのでしょうか。

その点民間で立ち上げている解決機関はあまり格式、形式にこだわらないで、土地の境界に問題を抱えている方の悩みをセンターにおいて十分に話を聞いてあげて、どのような解決を見いだすのが理想かを確認し、それから行動するのが良いと思いますので、やはり「ADRセンターの設立」は必要不可欠ではないのでしょうか。

この3つの方法には、それぞれ長所、短所があり、利用する人によっての価値観が違いますので、選択肢を与えるためにも必要であると考えております。

ウ. 世界測地系への移行

北海道では、日本測地系から世界測地系へと移行するばかりではなく、地域によりますが大規模地震などに伴う地殻変動により、基準点の位置が変化した場合、変動前の座標値を変動後の座標値に補正するための変換(地殻変動補正

(PatchJGD))も必要となります。また、北海道は明治時代より座標を用いた成果が存在しています。明治29年より始められた土地連絡調査事業は、北海道独自の測量原点を「西部・中部・東部」の3原点を定めて成果付けを行いその名称を「道庁座標」と呼び、日本測地系に変換する前に旧座標系に変換する方式を取らざるをえません。したがって、最大5段階の変換が必要となります。

エ. オンライン登記申請

特例方式による申請手続を奨励しかつ手続に不慣れな会員の事務所には、役員またはオンライン推進委員等が訪問し、準備あるいは申請手順などを積極的に応援、実施しているところです。そうしたこともあって、特に建物表題登記申請につきましては、50%を超える申請がなされていると当局から伺っております。

オ. 93条報告書

従前の使用していた現地調査書とは凡そ180度の違いが見られたため、会員にとっては素直に受け入れがされず会として随分と苦勞したものであります。それは、オンライン登記申請を見据えた内容とは言え、同じような項目が随所に見られるなど、使い勝手が必ずしも十分ではありませんでした。しかしながら、調査を行った結果を書面で十分に表記することで担当登記官の心証を得られていると現在は確信を持てる状況にあります。特に、写真の添付はその良い例でしょう。

カ. 災害等に対する復興支援

札幌会で、平成12年3月31日に洞爺湖にある有珠山が噴火した際の災害時において、土地移動などを調査した経緯があります(この報告は、連合会報530号に「有珠山噴火のその後の現状」として掲載されています)。

道内の会もそれぞれ噴火の恐れのある山を抱えています。札幌会は有珠山のほかに樽前山、函館会は駒ヶ岳、旭川会は十勝岳、釧路会は雌阿寒岳などのほか地震は去る4月9日に釧路沖で発生し釧路で震度4を観測するなど、頻繁に観測されていますが、現時点では注意深く静観しているところであります。

キ. その他の事案として

土地家屋調査士法第25条第2項には「調査士

は、その業務を行う地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習その他の調査士の業務についての知識を深めるよう努めなければならない。」と、地域の慣習やその他調査士業務にかかわる知識を習得するよう規定されています。そこで、連合会から、全国の単位会にその情報を整理・報告するよう調査依頼がなされました。

北海道において「地域における土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習」は、明治初年の開拓時代から標記の史実が始まっていますので単会単独での調査よりブロックで臨んだ方が北海道全体として精度の高い纏まった調査報告書がつけられるとしてこの事業に取り組むこととされました。

北海道四会からはそれぞれに最も得意分野とする調査委員が選出され、強力メンバーが一致協力したおかげで経過は予定どおり順調に進みました。

自分としては今まで単会の中で苦勞をしなげなかなかなか成し得なかった事も、ブロックとしての調査に変わったことで困難とされている場所にまで立ち入る事が出来、多くの参考となる資料を閲覧、収集することが出来、調査委員としての体験は非常に価値あるものでありました。またその結果としての調査報告書についても海岸地域と内陸地域とでは若干の違いはあったものの当初予定の成果を十分果たせたものと思っています。

●この10年の変化について、貴ブロックではどんな対応をされてきましたか？

北海道ブロックとして地域の慣習に関する調査に取組み実施しました。またほっかいどう地図・境界シンポジウムの継続開催、隔年での全道の会員名簿

の作成をしてきております。

平成18年のブロック協議会の総会(函館)では「地域経済について」というテーマで、当時の日本銀行函館支店の総務課長に総会後に90分ほど大変有意義なお話しをして頂きました。

●貴ブロックで現在取組んでいる事柄などをお聞かせください。

単位会で設置している各部の連携を図ることと情報交換のための意見交換会を実施しています。また現在、懲戒処分事例を教訓に北海道庁と用地測量(地積測量図作成に係わる案件)に関する業務発注の見直しを協議中です。

●ブロックとして伝えたいこと、アピールしたいことなどありましたらお願いします。

法第14条地図作成作業において、北海道は復元方式で筆界を設定しています。その工程は、①最初に所有者やその代理人から境界と認識している位置を示して戴き(境界標の有無や地権者が認識している現状・現況)、その位置を検索して境界標の有無を確認する。②この作業後に境界標や現況を押さえる細部測量を行い、そのデータを基に登記されている地積測量図等との整合性の確認調整を行う(これは、地積測量図など公図と現地の比較を調整し、その結果を現地に復元する作業です)③その設置された筆界杭の位置を再度所有者又は代理人に確認して戴き了解を得る、という手順を取るもので、2度の立会いが行われます。その後、縦覧などを経て決定され、地図が作成される手順を行っております。ところが、現在の作業の工程では、1度の立会いしか組み込まれていないようですので、14条地図作成作業に係わっている者として、各側面の改善を検討、要請しつつ、地図作りに貢献してまいりたいと考えます。

「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 多摩」 盛況裡に開催!!

完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会
事務局長 堀野正勝

「完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 多摩」が、去る5月1日(土)から3日(月・祭日)までの3日間、東京・小金井市総合体育館で開催されました。3日間で延べ8,591人の入場者を数え、大変盛況であったと思います。

この完全復元伊能図全国巡回フロア展(伊能図フロア展)は、日本土地家屋調査士会連合会、伊能忠敬研究会、(社)日本ウオーキング協会などが組織する完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会(中央実行委員会)により、その運営が行われています。

日本土地家屋調査士会連合会においては、土地家屋調査士制度制定60周年を記念し、この伊能図フロア展の全国展開という運動を応援・協力することとし、昨年来、積極的に取り組んでいます。

本稿では、この伊能図フロア展の趣旨、開催の概要、中央実行委員会の取り組みと今後の予定などを記述し、全国の土地家屋調査士会の本運動へのご理解と今後の取り組みへの一助、参考となればと思ひ寄稿しました。



賑わう伊能図フロア展会場

1. 開催の趣旨

本年は、伊能忠敬が測量を開始して210年にあたります。

伊能忠敬は、みなさんよくご存じのとおり、千葉県佐原(香取市)の商人で、49歳で隠居後、50歳のとき江戸に出て天文・暦学を修め、55歳の1800年から72歳の1817年まで17年かけて日本全国を実測し、正確で美しい日本地図を遺しました。

本年、全国各地で「ウオーク日本1800」や伊能忠敬ゆかりのウオークが計画されておりますが、



日本土地家屋調査士会連合会寄贈の横断幕
(小金井市総合体育館正面入口付近)

私たちは、その催しと並行して、伊能大図、中図、小図の原寸大の複製を制作し、一堂に展示する「完全復元伊能図全国巡回フロア展」を、風薫る5月に東京の多摩地区において、折からわが国最大規模のウオーキングの祭典・第15回東京国際スリーデーマーチが開催されている都立小金井公園において開催することとしました。

先覚者・伊能忠敬制作の伊能図を觀賞していただくことにより、国家百年の計を実践した忠敬の業績を、子どもから大人まで、かつ北から南まで全国から集まった方々に実感していただき、明日を担う子どもたちには伊能忠敬が自分の足で、身体で作上げた美しい日本の210年前の姿を、大人たちには55歳からの第2の人生をたくましく生き抜いた忠敬の努力と元気を貰っていただき、混迷を極める現代をみんなで乗り切りたいとの願いで企画いたしました。

なお、今回の多摩地区での開催にあたり、130年前の多摩地区を記録した「明治13年測量の迅速図」を特別展示し、神奈川県武蔵国北多摩郡であった多摩の歴史をも同時に楽しんでいただくこととしました。

また、今回は、近年の画期的な発明である「時空ナビ」を取り入れ、現代から江戸までを瞬時に遡る、「今と昔」を体感いただくコーナーも新たに設けました。

2. 完全復元伊能図フロア展の概要

(1) 完全復元伊能図フロア展+伊能忠敬と測量パネル展

アメリカで発見された107枚の伊能大図により、214枚の伊能大図がめでたく日本にそろい、現代の精巧な写真印刷技術の進歩により、伊能忠敬が創ったのとまったく等しい美しい伊能大図が蘇りました(一周300メートルもあります)。

自らの足で、その伊能大図の上

を歩いてじっくり観察いただき、210年前の日本を、各都道府県を、みんなの生まれ故郷を味わっていただきました。フランスで発見された8枚の伊能中図(フランスのイブ・ペイレ氏旧蔵、現在日本写真印刷(株)蔵)と、すばらしい3枚の伊能小図(東京国立博物館蔵幕府昌平坂学問所旧蔵)と合わせてまさに伊能図が完全復元いたしました。

展示と閲覧の方法は、大・中・小図とも、床面に展開し、地図上を歩きながら閲覧します。地図面は透明性の皮膜で保護されていますが、傷つけないよう靴を脱いで、靴下になって歩いていただきます。

また、17年間に及ぶ伊能測量の実際を、50枚のパネルで鮮やかに再現し、合わせてご覧いただき、汲めども尽きぬ地図の魅力を堪能いただきました。

これらの伊能図や伊能測量のパネルについては、伊能忠敬研究会の役員や会員が現場で解説を行うサービスを行います。

(2) 特別講演会

小金井市総合体育館
毎日13時から14時

5月1日

「世界各地にあった伊能図」

講師：渡辺一郎 伊能忠敬研究会名誉代表。アメリカ大図発見者



江戸城大広間？野々村先生の特別講演

5月2日

「伊能忠敬の歩いた日本」

講師：星埜由尚 伊能忠敬研究会代表理事、元国土地理院院長

5月3日

「時空ナビで江戸から現代へ」

講師：野々村邦夫 日本地図センター理事長、元国土地理院院長
前述の特別講演会には、連日、100名近くの来場者があり、立ち見が出たことから、最終日は、場所を江戸城大広間の將軍上覧を彷彿とさせるような、畳の大広間で行うこととし、より大勢の参加者で賑わいました。

(3) 特別展示「130年前の多摩と江戸」

① 130年前の神奈川縣武蔵國北多摩郡小金井村周辺の2万分の1迅速図の展示(現、東京都小金井市・小平市・国分寺市・立川市・府中市・多摩市周辺の鉄道が走っていなかった時代をご觀賞いただきました。)

② 時空ナビによる展示(アナログ地図とデジタル地図を融合し、江戸～明治～戦前・戦後～現代現皇居を中心とした都心周辺の地図があつという間に目の前に現れるすぐれもので、軽量なパソコンやiPhoneを使ったデモが行われました。)



時空ナビで江戸から現代へ

(4) 入場者規模と開催協賛券及び関連グッズの販売

入場者の目標は、10,000人(大人、子供を合わせて)と定めました。約8,500人強という結果でした。また、開催協賛券(入場券)は、個人・大人500円/小中学生100円とし会場入口で販売し、チラシ持参者には、100円引きとしました。結果として、数千人の子供は、無料ということとなり、結果大入りとなりました。

会場の一角には伊能忠敬関連グッズ販売コーナーと伊能忠敬の事績を紹介するビデオコーナーが設けられました。売店には、完全復元伊能図の図録(@2,500円)、伊能忠敬の全国測量という小冊子(@600円)などのほか、伊能地図帳、コンパスローズ(羅針盤)のコースターなどが準備され、会場を訪れた多くの人々が記念に購入していました。100本準備されていたビデオは、これまでの各会場での販売と併せ、完売いたしました。

3. 完全復元伊能図フロア展中央実行委員会の活動と今後の取り組み

(1) 伊能図フロア展中央実行委員会の活動と構成メンバー

伊能図フロア展中央実行委員会は、その設置の「趣旨及び目的」を



観覧する招待者(左2人目小牧和雄国土地理院長、3人目稲葉孝彦小金井市長)

以下のように定めています。

- 1) 本会は、伊能大図等を完全復元し、広く国民に公開展示し、伊能測量の素晴らしさと国土の再発見に寄与することを目的に設置する。
- 2) 本会の目的達成のために、以下の事項を行う。
 - ①伊能大図等の完全復元地図の製作に関する事
 - ②伊能大図等に係る展示図録の出版企画に関する事
 - ③巡回フロア展の開催に関する事
 - ・ポスター、パンフレット、協賛券(入場チケット)等の製作・管理・配布・販売等に関する事
 - ・各地の展示方式、開催場所、時

- 期の選定、主催者の募集、都道府県実行委員会の構成に関する事
 - ・伊能大図等の運搬・搬入・展示・搬出・管理等に関する事
 - ・会場での開催協賛券、物品等の販売に関する事
 - ・その他関連する協力業務に関する事
 - ④費用、予算管理に関する事
 - ⑤募金活動の経理業務に関する事
- また、中央実行委員会を構成するメンバーを別表(平成22年3月12日現在)のように定め、平成21年3月25日に第1回実行委員会を開催し、正式にスタートしました。その後5回の実行委員会を経て、

現在に至っています。(表-1 委員会の構成表)

* 第6回実行委員会は、平成22年6月3日を予定。

(2) 今後の予定

完全復元伊能図フロア展の今後の予定は、平成22年5月20日現在、表-2のとおりです。伊能図フロア展の開催には、地元土地家屋調査士会のメンバーが地元実行委員会の主催者や共催者、あるいは後援団体、協賛団体として加わっています。

まだ、これからという全国の土地家屋調査士会の方々には、是非いずれかの会場へ足をお運びいただき、今後の催行の参考としていただければ幸いです。

表-1 完全復元伊能図全国巡回フロア展中央実行委員会の構成

名誉会長	国土交通省国土地理院 院長	小牧 和雄
名誉副会長	社団法人日本測量協会 会長	村井 俊二
	社団法人全国測量設計業協会連合会 会長	尾野 安次
	日本土地家屋調査士会連合会 会長	松岡 直武
	財団法人日本地図センター 理事長	野々村邦夫
	財団法人日本測量調査技術協会 会長	伊理 正夫
	日本私立大学協会 会長	大沼 厚
	社団法人日本ウオーキング協会 会長	村山 友宏
伊能忠敬研究会 名譽代表	渡辺 一郎	
会長	伊能忠敬研究会 代表理事	星 楚 由尚
副会長	社団法人日本ウオーキング協会 副会長	木谷 道宣
常任委員	社団法人日本ウオーキング協会 評議員会長	大内惣之丞
	社団法人全国測量設計業協会連合会 専務理事	加納 正敏
	社団法人日本測量協会 専務理事	小野 邦彦
	財団法人日本測量調査技術協会 専務理事	井上 誠
	財団法人日本地図センター 相談役	前野 政克
	日本土地家屋調査士会連合会 副会長	大星 正嗣
	日本私立大学協会 事務局長	小出 秀文
	事務局次長	社団法人日本ウオーキング協会 理事
事務局次長	(株)ジェロントロジースポーツ研究所 所長	井上 成美
委員	伊能忠敬研究会 事務局次長	鈴木 純子
	社団法人日本ウオーキング協会 事務局担当	吉見 秀文
	社団法人全国測量設計業協会連合会 業務部長	宮崎 清博
	社団法人日本測量協会 事務局長	高橋 谷造
	財団法人日本地図センター 部長代行	百成 了一
	日本土地家屋調査士会連合会 広報部長	山田 一博
	日本私立大学協会 調査役	野口 和久
事務局員(幹事)	社団法人日本ウオーキング協会	伊藤 浩史
	日本私立大学協会 総務部長	佐藤 力
オブザーバ	日本写真印刷株式会社	吉村 猛

(平成22年3月12日現在)

表-2 「完全復元伊能図全国巡回フロア展」開催日程

2010年		
6月17日(木)～20日(日)	茨城・水戸市	青柳公園市民体育館
6月24日(木)～27日(日)	島根・松江市	松江市立総合体育館
7月30日(金)～8月1日(日)	福岡・福岡市	中村学園大学体育館
8月5日(木)～8日(日)	愛媛・伊予市	しおさい公園市民体育館
8月12日(木)～16日(月)	新潟・新潟市	東総合スポーツセンター メインアリーナ
8月26日(木)～29日(日)	兵庫・加古川市	兵庫大学体育館 *25日(水)夕刻準備
10月9日(土)～10日(日)	奈良・奈良市	奈良大学体育館 *8日(金)夕刻(15:00頃) から設営予定)
10月23日(土)～24日(日)	石川・金沢市	金沢工業大学体育館
2011年		
3月25日(金)～27日(日)	千葉・香取市	佐原体育館
4月29日(金・祭日)～5月1日(日)	福島・郡山市	福島県産業交流館 「ビッグパレットふくしま」

* 各会場とも、原則として、伊能忠敬研究会、各県ウオーキング協会、土地家屋調査士会等の各測量関係団体、地元大学、地元新聞社などにより実行委員会が結成されて開催されます。昨年11月のさいたま展を報じた埼玉新聞の特集記事、あるいは本年5月東京・小金井展の東京新聞特集をご参照ください。

* 詳細は決まり次第、伊能図展ホームページで公表いたします。

完全復元伊能図全国巡回フロア展 in 多摩

東京土地家屋調査士会 研修部長 原田克明

*日時：平成22年5月1日(土)、2日(日)、3日(月・祝)
場所：東京都小金井市総合体育館

平成22年5月1日(土)、2日(日)、3日(月祝)の3日間において、「伊能忠敬日本測量開始210周年記念 完全復元伊能図全国巡回フロア展in多摩(日本初!時空ナビで江戸から現代へ)」が開催されました。210年前に忠敬の偉業が幕を開けたのと同じように、深川から始まったこのフロア展は、今回の東京都多摩地区での開催をもって、4回目を数えることとなり、連合会山田広報部長に同行しての様をお伝えします。

東京での開催は、今回で2度目となります。1回目は、東京土地家屋調査士会も協力をさせていただき、平成21年4月11日(土)、12日(日)に、伊能図の全国巡回スタート地点にふさわしく、伊能忠敬が当時住居を構えていた場所でもある深川地区に所在する、東京都江東区深川スポーツセンターにおいて実施されました。(平成21年度 会報「土地家屋調査士」5月号(No.628)参照)

本年は、伊能忠敬が測量を開始して210年にあたることから、このフロア展では、先覚者 伊能忠敬が作成した伊能図を観ることで忠敬の業績を理解するとともに、210年前のこの事業のスケールの大きさを体感してもらうことが目的となっております。

開催当日はゴールデンウィーク

の晴天に恵まれ、隣接する東京都小金井公園で同時に開催されていたウォーキングイベント「東京国際スリーデーマーチ」は多数の参加者であふれ、盛況の様子を見せていました。

展示会の会場に入ると、体育館フロア一面に伊能大図・中図・小図の三種類の伊能図が敷き詰められており、その中でも大図は日本全周約300メートルもの長さがあり、圧巻でした。

巨大な伊能大図は、デジタル化させて畳1枚大ほどのプレート状の形で分割して作成されており、合計255枚のプレートから構成された伊能大図が、大きな存在感を漂わせています。210年前の日本の姿が、忠敬の緻密な描写と、そして地図にかけた情熱とともに、現代に鮮やかに蘇っていました。

伊能中図は8枚、伊能小図は3枚で構成されており、大きさは異なっても、伊能図の持つ精密さと美しさに少しの違いはなく、全てが数百年前の技術で作成されたものであることが信じられず、感動を覚える大作となっています。

現代ではトータルステーションでの測量が当たり前ですが、200余年も昔の知識と技術でのこの大作を実際に見ると、伊能忠敬の偉大さ、苦勞等々が目に浮かんできました。

来場者は広い地図の上を歩きながら、故郷の「昔」の姿を観て、子どもから大人まで思い思いに当時の日本を味わっていました。

さらに、今回の東京都多摩地区での開催にあたって、130年前の多摩地区を記録した「明治13年測量の迅速測図」が特別展示されま



フロア展会場に隣接している東京都小金井公園にて(東京国際スリーデーマーチ)



フロア展会場へ向かう途中の「御用」旗前にて



日調連作成の横断幕前にて
(左：原田、右：山田日調連広報部長)



東京都小金井市総合体育館会場にて



東京都小金井市総合体育館会場にて
〔伊能図フロア展えひめ〕のチラシ

した。「迅速測図」とは、当時各地で勃発していた反政府の叛乱の鎮定に際し、地図がないために苦戦を強いられた明治政府が、その教訓を生かし、首都防衛を目的として明治初期から中期の間に平板測量を用いて製作したものです。特に関東平野全域の地図は鮮やかに彩色されているため、百年以上経った今でも、当時の土地利用が容易に判別することができます。近代化以前の伝統的な日本の農村景観や土地利用を知ることができる貴重な資料であり、近代的な美しさを持った地図でした。伊能忠敬の時代から約80年後の日本が映し出され、伊能図とは違った形で過去の東京地区を眺めることで、かつて神奈川県武蔵国北多摩郡であった多摩の奥深い歴史も同時に楽しむことができるという、地元スポットを当てた馴染みやすい展示内容でした。

また、今回は、アナログとデジタルを融合させた新しい地図展示

の手法である「時空ナビ」が取り入れられ、本フロア展の目玉の1つとなりました。「時空ナビ」は、近年開発されたシステムで、位置情報を記憶させたICタグが裏面に取り付けられている巨大な地図を床面に敷き、その上でICタグリーダーを内蔵した杖状の専用機器を持った来場者が移動すると、位置を検出して、手元のノートパソコンやiPhone等の携帯端末画面に、異なる時代の地図や航空写真類をリアルタイムに表示させ閲覧することができるという画期的な展示方法です。上空からの視点で映し出される画像が滑らかに表示される画面を見ていると、まるで時空を超えて空中散歩をしているかのような感覚を覚えます。

来場者は、電子端末機器を利用した今までにない展示物と、現代技術によって明治時代まで瞬時に遡ることができるシステムに高い関心を示し、限られた端末台数にも関わらず、利用待ちの人ばかり

ができてしまうほどのにぎわいを見せていました。

この3日間での来場者数は約8,500人を数え、大盛況のうちに無事終了し、さらに各地へと巡回が続いていきます。6月に予定されている茨城での開催から、島根、7月30日(金)・31日(土)・8月1日(日)の3日間では、中村学園大学体育館(福岡県福岡市)において、福岡県土地家屋調査士会主催で開催され、そして平成22年8月5日(木)・6日(金)・7日(土)・8日(日)の4日間では、「しおさい公園」市民体育館(愛媛県伊予市)で開催される「伊能図フロア展えひめ」として、愛媛県土地家屋調査士会が、特別協賛として参画されるとのことです。

210年の時を経て、「伊能忠敬」の跡を「伊能図」が全国を巡っていくことになります。お近くで開催された際はぜひご参加いただき、「伊能忠敬の歩み」を振り返ってみてはいかがでしょうか。

ADR特別研修への取組み (「土地家屋調査士特別研修の事前研修」について)

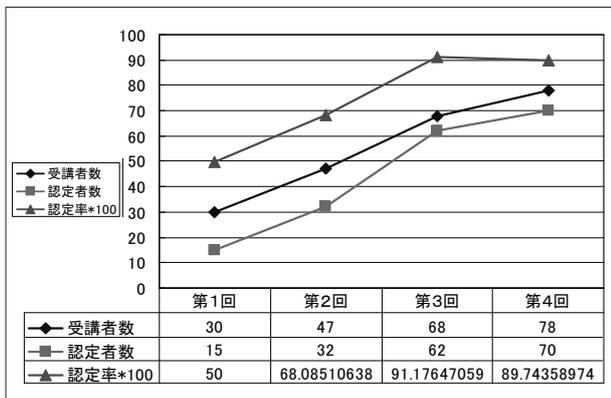
広島県土地家屋調査士会 広報部長 今井秀明

1. はじめに

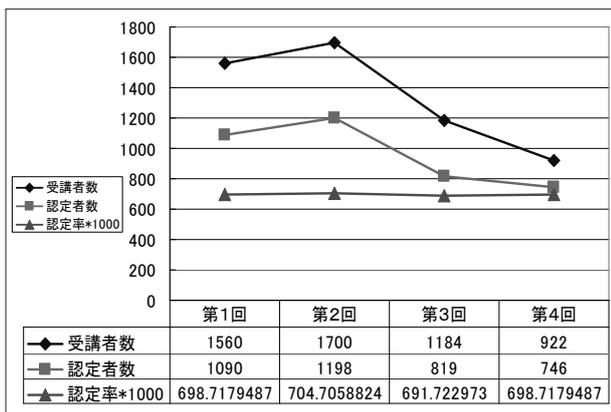
広島会は、ADR特別研修に関しても変り者です。受講者数と認定率において、全国の動向とは明らかに違う動きをしています。何故こうなったのか、何を考えているのかを少しだけお知らせします。苦境にある制度と会員の、将来を考えるための参考になりますかどうか…。

2. まず、その「動向」です。

これが広島県土地家屋調査士会分です。



そして、これが全国分です。



3. 比較します。

第3回と第2回を比較します。広島会は受講者が増加、認定率も一挙に90%となりました。全国的には、受講者が減少、認定率は70%前後と変わりません。

次に第4回を見ます。全国受講者はますます減少しました。認定率は70%前後で変わりません。一方、広島会は受講者が増加しました。認定率は変

わらず、約90%です。

そして第5回になると、広島会も受講者が減少しましたが、それでも、新規受講者が39名ありました。

4. 理由

受講者数の増加と認定率向上の理由は「事前研修」にあります。広島会では平成19年度から、ADR特別研修の前に、本研修受講予定者を対象に「導入研修」「プレ研修」を行ってきました。

5. 講師手作りの教材

次の「目次」以下は、平成21年導入研修の教材(2/2の内の「その1」)の目次抜粋です。全体からみれば、ほんの一部です。21年度の法律分野研修は、全体研修を含めて約35時間行われました。講師は広島会役員と広島在住の弁護士さんでした。教材はオリジナルとはいえませんが、手作り教材でした。

目次

- 0 レジュメ
- 1 土地家屋調査士法条文 民法条文など(一部抜粋)
- 2 考査記述対策
 - ①考査記述対策(第5回対策版)
 - ②第2回考査記述 ある人の解答例
 - ③第3回考査受験者アンケート
 - ④第2回グループ研修 申立書起案例(その理由)
- 3 考査択一対策
 - ①民法の知識<時効の問題を解くとき>(第4回の資料)
 - ②自主占有及びその他知識(第3回の資料)
 - ③行為能力制度一覧
 - ④後見など、93条以下、代理制度(第4回の資料)
 - ⑤債権(第3回資料、法学検定問題集を解いてみながら)
 - ⑥憲法が規定する人権
 - ⑦民事訴訟法キーワード
- 4 事前課題
 - (1) 第1回土地家屋調査士特別研修 考査問題用紙(択一式、記述式)
 - (2) 同 択一式(解答・配点)
 - (3) 同 記述式(出題趣旨・配点)
 - (4) 同 解説(日調連HP 会員の広場より)

——— 以下(5)から(12)までは第2回と第3回の同種資料 ———

 - (13) 第2回土地家屋調査士特別研修 グループ研修 課題(申立書、答弁書)
 - (14) 同 正誤表
 - (15) 同 申立書(起案例)
 - (16) 同 答弁書(起案例)
 - (17) 第3回土地家屋調査士特別研修 グループ研修 課題(申立書、答弁書)
 - (18) 第4回土地家屋調査士特別研修 グループ研修 課題(申立書、答弁書)
 - (19) 参考資料 筆界特定申請書(例)
- 5 第1回、第2回、第3回考査(択一式問題)解答と解説
- 6 その他(日調連より参考雛形)

6. 対話編

以上が形あるものの報告でした。

これからは、目には見えない心の中を含めた出来事の詳細を、従兄妹(いとこ)調査士の「太郎」と「花子」さんにお話ししてもらいます。

太郎 さて、ようやく登場できたね。

花子 お久しぶりです。今日は宮島の「穴子飯」がお土産ですから、後で召し上がってくださいね。ところで先輩は、ADR代理業務認定はいつ受けたのですか。

太郎 私は第1回だったんだよ。広島会の割り当てが30名でね。この時は、たしか希望者が50名以上いたらしい。その中から30名が選抜されたんだから、その選抜基準からいけば優秀な人材が揃ったはずなんだが…。

花子 「はず…」が、そう期待した結果にはならなかったのですね。どうも皆して考査の問題を読み間違えたのだろう、という噂話を聞いたことがありました。

太郎 まあ、言い方はいろいろあるが、全国1の非(否?)認定率だったのは事実だった。でも、第1回受講者の名誉のために言っておきたいのだが、その失敗を反省して、方針転換したらすぐに成果がでたのだから、第1回の結果は、受講者の資質によるものではないことは断言できるよ。あのとき認定を受けられなかった人達には、ぜひ再挑戦してほしいと思っているんだ。

花子 その「失敗」と「方針転換」について話してくださいませんか。

太郎 うん。それまで広島会は、何年間か「調停技法」を熱心に研修していた。これが、民間紛争解決手続代理関係業務を行う上で、必要な知識と技能だと考えていたのだ。当然、認定の考査においてもそのような内容の出題がされるだろうと予想して勉強した。ところが、特別研修では、稲葉講師が調停の独自性を八ヶ岳にたとえて講義されたものの、ほとんどは民法、民事訴訟法など法律についての講義であり、考査もその知識を問うものだった。読みを間違えたというのはこのことだったんだ。

花子 あのお、ちょっとおかしいのではありませんか。課題図書とか参考書をみて、考査がどんな内容

になるか見当がつかなかったのでしょうか。弁護士会が関係しているし。

それに、調停技法は調停主催者のための技法でしょうから、代理人に求められるものはそれとは別だと考えて当然だったのではないですか。

太郎 後から考えたらね、それはそうなのだけでもね…。そのときは思い込んでいるから「調停技法」以外のことには思いが至らなかったのだろうね…。

で、そういう思い込みにより目標設定を誤った。これが失敗だった。そこで、目指すところを方針転換して、法律の勉強をすることを目標にした。といっても、そのタイミングにあっては、認定を受けることのみを目的にして法律の勉強をしようということではなかったのだよ。そういう目先だけを考えたのではなかった。

大層な言い方をすれば、小泉改革で揺らいでいる土地家屋調査士のアイデンティティが、そこにあるのではないか、その回復の道が法律の勉強の方向にあるかもしれない、と考えたのだ。夢で終わるかもしれないが、法律の勉強をする理由が増え、意欲が増した。類似資格と対比して土地家屋調査士の独自性が法律分野にあり、そこにこそ土地家屋調査士制度を社会に認知してもらおう活路があるかもしれない、という筋道が描かれたんだね。

いうまでもなくこれは、測量技術分野と対比してのことだよ。

花子 なるほどそうですか。それで少し納得ができます。どう考えても、ADR代理業務は事務所経営に貢献しそうにはありません。全国の受講者の動向はそういう判断を現しています。なのに広島では受講者が増えたのは、どうしてかと思っていたんです。法律の勉強に土地家屋調査士の未来を重ねているんですね。

明日すぐには役に立たなくても、10年後には実を結ぶかもしれない。そういう夢をもって努力するというのは、素敵なことだと思います。

太郎 あかね、「おまけ」の話だけだね、…認定者の数が増えてくると、法に関わる土地家屋調査士同士の会話のレベルが上がったような気がするんだ。法律を扱う専門家であるという自覚は組織運営上の「法治」への関心にも見られる。昨今は、会運営を規約に則って行え、という会員からの要請がいろいろ

あるようだ。役員は楽ではないだろうが、執行部が鍛えられるのは「法治」への道筋として悪いことではない。

花子 全国のすべての会が、この夢を共にすることはできないのでしょうか。こちらへんに、連合会の役割があるのではないですか。

太郎 まずは夢を語らなければ始まらない。でもそれだけではことは進まない。広島会には実際に研修を推進する人材がいたから自前の研修ができた。当会の井上常任理事は自ら講師となり、教材を作り、熱意で研修をやり遂げた。

花子 六法全書を持参していない受講生を叱ったという話を聞きました。なんでも、「あなた方は(そのような心がけでは)、あと10年間は土地家屋調査士でいられても、20年先には土地家屋調査士ではいられないだろう」とおっしゃったそうです。

太郎 ところで、受講者が増えて認定率は上がったとしても、本当の大きな問題がある。一つは、ご承知のとおり「ADR代理業務」が実際の業務としてはほとんど行われていないということ。そしてもう一つは、調停についての考え方、運営方針上の問題が顕在化したことだ。相談センターの運営者である土地家屋調査士会とすれば、こちらの方が相談センター存続に係わる根源的な問題かもしれない。君は「調停に法律のプロはいらない、法的解決ではない解決が調停の目指すべき解決だ」という「WIN & WIN」の立場があることは知っていると思うが、どうもADRの現場ではそちらを支持する声が多いらしい。

花子 そうですね。制度の本来の目的である「紛争解決」の観点に立ちますと、私は、法的解決を視野に入れるという方向では、民間ADRは「はやらない」と思いますね。いわば、武器を背後にちらつかせながら仲良くしようと言っているようなものですからね。これでは仲良くはなれません。解決のできない、儲からない「相談所」になり、財政事情で運営が行き詰まるという筋書きになります。

民間ADRは、法的解決とは違う形の解決ができる場にしないと、(相手方がどういう理由であれ、望んで調停に出てきてくれるようでない)存続できなくなると思います。

法律の勉強をすることに水を差すようですが、「センター」運営を中心に考えればそうなります。

太郎 分かった。この問題は、ちょっと脇へ置いておこう。

くどいと思うかもしれないが、私は、法律の勉強をすることをもっともっと進めるべきだと思っている。今の局面では、土地家屋調査士が法律分野でレベルアップすることで、ランクアップを目指すべきだ。土地家屋調査士制度は制定60周年になろうというのに、いまだに社会に有用な専門資格として認知されているとはいえない。世間の土地家屋調査士の評価を偽悪的に言えば「登記はできるけど測量技能の劣った測量士」といったところだろう。

土地家屋調査士の社会的認知へ向けた答えの一つが、「地籍にかかわる法律問題も扱える、地籍の専門家」という自己像の確信と内実とPRだ。境界、筆界は自然科学的事実世界の事物ではない。法的世界でのみ存在する対象物(「物」といっても観念)なのだから、それを専門に扱う土地家屋調査士は、技術職ではなく法的職種なのだ。であれば、土地家屋調査士が法律の素養を高めなくてはならないのは当然のことである、という考え方はどうだろうね…。

花子 いえ、あの、…先輩申し訳ないですが、話が飛躍して分かりにくくなっています。

「表題部登記領域だけではなく、境界と筆界に係わる法律領域」を「地籍領域」というのだ、という研究を読んだことがあります。先輩の言いたいのはそのことではありませんか。それなら、ちょっと議論してみたいところですけど…。

太郎 ああ、それいいね、いいね。…いやいや、そういう訳にはいかないの。字数がないのよ。悪いが今日はこれでお開きとしよう。…「穴子飯」、ありがとね。この次は、今はやりの「生もみじ」を食べてみたいな。(終)

※事前研修についての詳しい情報をご希望の方は、広島県土地家屋調査士会事務局へお問い合わせください。



「土地境界問題相談センター函館」 設立

土地境界問題相談センター函館 センター長 石塚伸人
執筆 センター函館設立準備委員長 荒井 深

平成22年4月1日、函館弁護士会協力のもと「土地境界問題相談センター函館(以下「センター函館」という。)」を設立することができました。今後の広報活動をにらみ、あえて頭に「土地」という言葉をつけ加えました。

はじめに

北海道の南側のくびれ部分で、函館市から車で3時間ほどの範囲が、およその「センター函館」の業務範囲です。会員数は60名で全国1の小さな単位会です。

平成19年1月、東京の法曹会館において、法務省からの「境界問題相談センター」についての公式な説明を受けたのが函館会として公式に動き出した最初でした。36会の内、オブザーバーのような形で事務局員の隣の席に着席しました。その場所で、「指定、認証」の内容を聞き、その時の資料が今回立ち上げた「土地境界問題相談センター函館」の骨子になっております。昼食のとき、他会の方と同席をし、皆さん方は3年先を進んでいると感じた次第でした。

函館に帰り、どのような形で進めていったらよいものかと考えましたが、私もよく分からない、センター設立準備委員もよく分からない状態でした。

設立準備委員会の動き

会長及び準備委員6名で、それから毎月1回の設立準備委員会(以下「委員会」という。)を開きま

した。先ず6か月位は連合会から配布される会報「土地家屋調査士」で各会のセンター設立の状況を把握することに努めました。その後、1年間は法務省で配布したモデル案を基に、他会の規則等を参考に函館会に合った規則等の作成にかかりました。また、それと並行して、平成20年から函館弁護士会とADRセンター設立のための協議を始め、平成21年5月に函館弁護士会との協定書を交わすことができました。委員同士の連絡及び内容の把握が月1回では、次回の委員会で把握が薄くなると考え、委員専用のホームページを立ち上げ、委員会で決まった内容をすぐに確認できるようにして、委員全員に内容の齟齬がないようにしてきました。しかし、一応規則等ができ上がった時点で振り返って見たら、規則等が先行し、大切なことを置き去りにしていることに気づいた次第でした。それから、また半年、最初に戻り、函館会に必要な「センター函館」の意義について考え直し、函館会にあった規則等の見直しをし、平成21年12月に規則等の完成をすることができました。また、規則等は固定的なものではなく、今後の活動に

沿った形に変えていく考えでおります。

平成22年になり、函館会の状況に沿った「大きく構えず、地道に」をモットーにパンフレット、書式集、受付の説明パソコン、ホームページ等は自主作成で済ませました。

センター設立の趣旨

センター函館では、境界問題に対し、

「申し出人の話をよく聞くこと。」

「相手方の信頼を損なわないよう、公正、中立な立場を根底に時間をかけて話し合うこと。」

「円満に当事者の合意が得られるようあせらず地道に進めていくこと。」

を目標に進んでいこうと考えています。弁護士の法的解釈、土地家屋調査士の技術的問題も大切ですが、センター函館としては、当事者からの信頼を得られるよう相談員、調停員の研修をしっかりと進めていこうと考えております。研修については委員だけでなく、本会員を交えた全員研修を前提としております。

函館地方法務局管内における法務局による筆界特定もしっかりと

地元根をおろし、センター函館では、筆界特定がなされた土地におけるその後の当事者間の土地の処理について、土地地図訂正、土地地積更正、土地分筆登記なども重要な業務として考えております。

体制について

センター長
運営委員(重要な事項についての協議)

弁護士 1名
土地家屋調査士 4名

事前相談員(最初の全ての相談に
対処する。)

土地家屋調査士 5名
相談員

弁護士 1名
土地家屋調査士 5名

調停員
弁護士 1名
土地家屋調査士 5名

事務職員
2名(土地家屋調査士会と兼務)

センター函館の業務の流れ

- ①相談者から事務局を通し、相談の申し出
- ②事務局からセンター長に連絡
- ③センター長は順番に応じ、事前相談員2名に振り分ける。
- ④事前相談員は相談者に電話等で連絡を取り、事前相談が必要な場合、両者の都合を確認して事前相談日を決める。
- ⑤事前相談において、相談者の話をよく聞き、有料の相談、調停、他センターに回すか決める。
- ⑥申し出人から、相談、調停の申し出
- ⑦相談の場合、事前に法的問題に

ついてできる限り確認し、弁護士相談員の出席か電話等による確認か判断する。その場で決められないときは、弁護士に相談し、確認を得る。

- ⑧調停
弁護士調停員 1名
土地家屋調査士調停員 2名
- ⑨和解、取り下げ、終了

センター函館の施設

相談、調停においては土地家屋調査士会の応接間を使用し、調停の場合の控え室は、申し出人と相手方が直接接しないように、2階の司法書士会と共同で使用している会議室をアコーディオンカーテンで仕切れるよう模様替えをしました。土地家屋調査士会の入り口に看板を掲示し、窓口には、誰でもが「センター函館」の内容を知り、閲覧できるように専用のパソコンの設置と簡易パンフレットを置きました。

センター設立

平成22年4月1日、午前11時に「センター函館」の看板の前で準備委員、実行委員で記念写真を撮りました。また、センター長石塚伸人の挨拶のあと、今後の活動方針について協議しました。一般



センター函館の受付窓口

市民への広報がこれからの課題。

センター函館記念式典

平成22年4月23日、函館駅の横に位置するロワジールホテルにおいて、午後2時より、土地家屋調査士制度制定60周年と合わせ「土地境界問題相談センター函館」の設立記念式典をとり行いました。ご来賓に松岡連合会長はじめ、函館地方法務局、各官庁、各士業、各土地家屋調査士会、各ADRセンター関係者、宅地建物取引業協会、函館新聞社の多くの方々をご来賓にお招きし、厳粛な雰囲気の中で粛々と式典が進められました。

講演では、函館地方裁判所所長 信濃孝一様に「境界確定の訴」について、また、ご来賓にも関わらず松岡連合会長にお願いし、1時間ほど「ADRについて」講演いただきました。一番、土地家屋調査士会、ADRに対して精通している方に講演していただき大変良かったと思います。講演の2時間はあっという間に過ぎ、無事センター函館の船出となりました。

業務について

相談、調停についての書式については一通り準備ができました



4月1日の開所式(準備委員、実行委員、職員)



「ADRについて」日本土地家屋調査士会連
合会 松岡会長の講演



函館土地家屋調査士会 岡田会長の挨拶



石塚センター長による「センター函館」の概
要説明

が、全てパソコンの中に収納されているので、センター函館専用の収納箱を作らなければと考えています。

センター設立記念式典の前日、緊急の相談の連絡が入り、急遽予定どおりではありませんでしたが、すぐ事前相談の予定を立て、センターとしては初めての業務になりましたので会長、事前相談員2名で相談に応じました。以前から採めている土地で筆界特定も終えた土地でした。「土地家屋調査士法3条1項7号」に該当しない案件でしたが、1時間ほど相手の

話を聞き、こちらも相手の資料を拝見したところ、過去の図面、国土調査の図面、筆界特定の図面もほとんど変わらないことがわかりましたので、筆界特定がなされたことはかえってよかったことを話し、祖父の代から使用していると聞き、また、司法センターにも予約をしていることも聞きましたので、そちらの方で進めた方がよいことを話し、明るい気持ちでお帰りになりました。我々もしっかりと相談者の立場になって応じなければと思いながら相談室を後にしました

あとがき

「センター函館」設立におきましては、函館弁護士会の協力、規則等における内容について大阪会の西田寛氏のご指導を受け、また、ADRのあり方につきまして鹿児島会の谷口正美氏のご指導を受けましたことを感謝いたしております。今後の方針としましては、「大きく構えず、あせらず、すみやかに」をモットーに、しっかりと地元に着したセンターとして活動していきたいと考えています。

広報最前線

秋 田

第132回秋田県種苗交換会に相談所を出展

制度制定60周年記念事業を先取り、相談件数多く注目度抜群

“境界紛争解決支援センター秋田(仮称)”9月開業目前に広報活動も活発化

昨年10～11月、秋田市で開催された第132回秋田県種苗交換会に秋田県土地家屋調査士会が協賛し、秋田駅のポポロードに、協賛イベント「あなたの土地の境界は大丈夫ですか?」をテーマとして、業務PRと併せて表示登記に関する相談所ブースを設置した。秋田県を代表する農業の祭典というだけあって予想外に大きな反響を得た。

地元の大イベントに出展せよ!

執行部が昨年10月30日から11月5日までの7日間、秋田市で開催の運びとなった第132回秋田県種苗交換会に出展を決めたのがその年の9月。理事会稟議、主催者側との打ち合わせ、会員への協力要請と相談員のシフト編成(9:00～12:00、12:30～16:00)までわずか40日の短期間で出展までこぎつ



相談ブース

けたのである。

秋田市に事務所を構える広報部員の金子茂理事に、宣伝物の注文を一手に引き受けてもらった。具体的には広告に載せる文案づくりからはじまって、のぼり旗、クリアファイル、チラシ、ティッシュ、スタッフジャンパー、横断幕の手配である。これらの注文は、代理店や旗屋に電話一本で済むものではない。デザイン、寸法、色味の打ち合わせをして見本を点検し、納期いついつまでに何個を納品してもらい…とてんやわんやである。横断幕は総務部長手作りで立派なものを仕上げただけ、経費はできるだけ安価に抑えるような心がけた。

種苗交換会とは聞きなれない行事かと思うが、その名が示すとおり勸農を目的として優良な種子を地域農家に頒布するのがそもそもの事業の趣旨で、優良な作物を顕彰する品評会も目玉である。明治11年の第1回から連綿と歴史を刻む、世界にも類を見ない秋田県オリジナルの農業交流祭典である。

農家の心をつかめ

わたしの地元湯沢市の知り合いの農家が、大豆でナントカ賞を受

賞し、その作物を晴れて種苗交換会に出品したことがある。その人によると、農作物は農薬と肥料を漫然とぶっかければ良いものができるというものではない。春がきたら田畑を耕し(土を目覚めさせ)、播種する時期を暦と肌でとらえ(適期の判断)、天候の移り行きを見ながら追肥の時期・量を塩梅する。こうしたたゆまぬ努力の結果、はじめて「ノウリンダイズ(大豆)ンショウ」をもらえるのだそうである。わたしのような20坪百姓には遠い世界の話だ。

そもそも土地に根ざして生きてきた農民は土地の事情に明るだけでなく、代々土地をめぐるさまざまなトラブルを経験しているものである。水利、境界、耕地整理、相続、なんでもある。あらゆる場面で登記申請がからむから、我々土地家屋調査士のいわばお得意様である。その農民の集会にこちらから出向かない手はないわけである。討って出たところ、参加した会員のほとんどが予想外の反響に手ごたえを感じたのである。

アクビをかみころす1時間は長い

受け持ちの日にわたしが秋田駅のポポロードに着くと、早速のぼ

りを立て、宣伝物やお客さんのイスを並べ、と始業の9時を前に時計の文字盤をにらみながら大忙しである。ところが先輩先生が何気にこう言った。

「事前の情報によると朝の始業から1時間はお客さんはほとんど来ない。」

えっ。あらためてあたりを見渡すと、9時過ぎどころか9時半をまわってもビラを受け取るばかりでイスに尻を据える通行人は皆無である。秋田駅からメイン会場に通じるメインストリート、ポポロードがこうである。

アンパンをかじって缶コーヒーをグビッとやっていると、通路に立つ山崎昭光先生が足早に通り返る通行人めがけて右に左にビラをサササッと配っている。

“堂にいったもんだなあ”

と感心していると、通行人が物陰からヌッと顔を出すなり「後で寄るから。」と言い置きし、またたく間に物陰の人となった。そんなことが2、3度続いた。

猫の手も借りたい忙しさに

と、ちょうど始業1時間のころである。アンケートを書く人、相談を申し込む人がほぼ途切れなく訪れははじめた。アンケートに導く赤塚富治会長(この日は飛び入り

参加)や、山田榮治先生のテキパキとした対応はプロ顔負けである(というよりこの種のプロなんだろうけど)。

わたしが相談を受けた一人は青森県人であった。

「間口がこんけしかねえどさあ、これ以上狭めぐなるのは、困るだハンデ。」

思いつき津軽弁のお父さんに、「毎年手入れしている畑の隣の人が、父さんの知らぬ間に、さげ(境)を寄せでくるなんてごどは、考えられねんすべ。」

と秋田弁で返す。隣県ぐらいなら母語どうしでなんとか意思は通じるみたい。

相談所の成果を数字でみるとアンケート402件に、表示関係の相談が42件である。相談件数こそ一日当たり6件で平凡な数字だが、土地家屋調査士制度の知名度を細かに問うたアンケートにこれだけ多くの方にお答えいただいたということは、関心の高さ・反響は上々といえるだろう。

秋田会では毎年10月初め、「法の日」を記念して各支部ごとに登記無料相談所を設置している。わたしの所属する湯沢支部では例年10件程度だが、去年はたった1件。これに比べると農民の祭典はさすがに当たりのいいようである。

広報部の仕事と組織

現在、広報部は、担当副会長の下に理事3名が所属している。年2回、1月と8月に発行するペーパー版の『会報あきた』の企画・編集には、この他に2名の編集部員の協力を得ている。3月末日を発行日とするHP版の会報も公開しているが、こちらは箇条書きの報告が主体である。

広報誌編集の一番の悩みは、なんといっても秋田会の特色をいかに出すかである。その目玉が事務所訪問と会員の趣味紹介である。役付にならない限り支部以外の会員との交流は少ないもの。訪問インタビュー“おじゃましまーす”のコーナーでは受験勉強の苦労話、開業のいきさつからはじまって事務所構成、趣味、使用機材などを紹介することになっている。こうするとおおよそ事務所の雰囲気と先生の性格が理解できるものである。

秋田支部の工藤行雄先生がテニスクラブに所属していると聞きつけて、先の新年号では趣味の頁に寄稿を依頼した。コートの貴公子らしくラリーの勇ましいショットをと注文したところ、探しても見つからないとかで、届いたのはネットの向こうで決めポーズをし



相談会での相談風景

ている雑誌のモデルそのままの写真(アイドルみたいですよ♡)。

執筆者の人选も、もちろん頭の痛いところである。誰かいないかなあと浮かない顔しているところへ、「知事に寄稿してもらえばいい。」と提案したのが大館支部千葉勉理事である(このひとオレよりずうずうしいかも)。佐竹敬久秋田県



会報あきた第133号表紙

知事といえば元県職員で、昨年当会の顧問に就任していただいたばかり。我が業界に理解のある方なので、ぜひにとお願いしたところ快諾をいただき、今年の年頭挨拶を掲載した。

“ADRあきた”をよろしく

遅まきながら秋田会も“境界紛



会報あきた第136号表紙

争解決支援センター秋田(仮称)”を本年9月に立ち上げる運びとなった。毎号必ずADR相談員養成講座の受講の様子や、秋田弁護士会と交わした協定書調印式の模様を掲載し、盛り上げに一役買っているところだが、本年8月号はもちろん開業を目前にADR特集を大々的に組む予定である。

『会報あきた』のモットーは、「土地家屋調査士の顔が見えるコンパクトで豊かな誌面づくり」だろうか。工夫してこそ大切な会の予算を有効に使わせていただくことだと思い、一意専心、担当副会長、編集部員、事務局員が一丸となって努力しているところである。

秋田県土地家屋調査士会理事
広報部長・齋藤文夫

認証局を支える「公開鍵基盤」とは どんなものなのだろうか？



日調連特定認証局運営委員会 運営委員 廣瀬一郎

Public Key Infrastructure (PKI) を日本語にすると「公開鍵暗号基盤」、「公開鍵暗号方式を利用したセキュリティインフラ」になります。PKIでもよく分からないものなのに、日本語に訳した途端、さらに難解になってしまいました。その実体や機能はさっぱり伝わってこない点が原因ではないでしょうか。

これまで電子署名法の施行や電子政府構想など、オンライン申請を行うために必要な土地家屋調査士電子認証カード(ICカード)の基盤技術であるPKIについては、何度か説明してきましたが、ここでもう一度おさらいをしたいと思います。

PKIが分かりにくい理由として、①複数の技術の組み合わせであること、②通信インフラのようにとらえどころがない点が考えられます。

PKIの基本は身分証明書の発行

PKIの基本は、「身分証明書」の発行にあります。当然ですが、ネットワーク上では対面することがないので相手を十分に確認することができません。それゆえに、身分を偽ることが可能です。実在する相手が、本人であることを証明するためには、何らかの身分証明書が必要になってきます。

相互に取引するなど通信する際に、お互いにそれぞれの身分証明書を確認できれば、正しい相手と

通信を行っていることが確認できます。

しかし、自分で簡単に作れるような身分証明書では相手に信用されません。多くの人が、勝手に自分の身分証明書を作れるのであれば、ニセの証明書で身分を偽ることができてしまうからです。現実社会で免許証や保険証が身分証明書として利用されるように、ネットワークの世界でも、信用できる機関が発行し、それが本人以外で入手できない身分証明書だけが有効なものになります。

PKIの世界では、この身分証明書のことを「証明書」と呼び、証明書を発行する機関を「認証局」といいます。この2つに、認証局が発行した証明書を集中管理して利用者に配布する役割を持つ「リポジトリ」を加えた3つが、PKIを構成する主要な要素になります。(他にも重要な機能はありますが、省略いたします。)

PKIを構成する要素は、
証明書
認証局

リポジトリ の3つであることを覚えておいてください。

つまりPKIとは、「正しい証明書を発行して配布するシステム」とざっくりと言えます。信頼できる機関が正しい証明書を発行することによってネットワーク上でお互いを信頼し、確実な通信が可能になります。すなわち「安全な通

信のインフラを提供する」ということになります。

ただ、実際の「証明書」は、ハードディスクやICカードの中に格納されているファイルであり、そのファイル構造はX.509という規格で決まっています。「証明書」を発行する「認証局」は、サーバアプリケーションとして存在するもので、ソフトウェア製品として販売されています。(結構高額なものです)

「リポジトリ」は幾つかの理由からディレクトリサーバが利用されることが多いのですが、ファイルサーバで証明書をまとめて保存して、それをWebサーバやFTPサーバからダウンロードを可能にする方法や、また場合によっては、フロッピーディスクに入れた証明書を配布する、などといった方法がとられることがあり、リポジトリ自体が省略されるケースも結構あります。

証明書は暗号化の鍵を含んでいる。

証明書を利用すると、本人確認ができると同時に、通信の暗号化も可能になります。これは、証明書の中に情報を暗号化するための「鍵」が含まれているからです。

伊藤さんと佐藤さんがインターネット上で通信することを想定してください。伊藤さんは、「佐藤」と名乗る相手方から通信を開始すると同時にネットワーク経由で証

明書をちゃんと送ってきたので、先方を佐藤さん本人だと認識することができます。

そこで、伊藤さんが佐藤さんの証明書に含まれている「鍵」を使って、通信内容を暗号化して佐藤さんあてに返事を出した場合、佐藤さんの証明書に含まれている「鍵」によって暗号化された内容は、佐藤さん本人が持つ「特別な鍵」でしか解読できないため、通信内容が佐藤さん以外のだれかに盗聴されたとしても情報が漏えいすることがなくなります。

佐藤さんが「特別な鍵」を安全に保管している限り、佐藤さん以外の人間が佐藤さんの証明書を悪用して佐藤さんになりすましたとしても、佐藤さんの情報を盗むことはできません。なぜならば、佐藤さん本人が持つ「特別な鍵」でしか佐藤さんあての暗号が解けないからです。

このように、PKIが提供する「証明書」は、本人確認と通信の暗号化という、2つの機能を実現する重要な役割を持っています。

暗号化の特徴、公開鍵と秘密鍵

この、佐藤さんとの通信の話は、PKIが採用している暗号方式「公開鍵暗号」の特徴を示しています。

佐藤さんは、本人が保管する「特別な鍵」さえ盗まれなければ問題がなく、証明書に含まれる鍵については、通信相手にいくら配布しても問題がありません。つまり、佐藤さんと通信したい人は必ず佐藤さんの証明書を入手し、その鍵を使って暗号化する必要があります。

そのために、PKIでは広く証明書を配布するための仕組み、「リポジトリ」が必要になります。(いちいち送付してもらっても面倒なので…)

PKIでは、証明書の中に入れて自由に配布する鍵を、「公開鍵」、そして、本人だけが保管すべき鍵を「秘密鍵」と呼びます。

前述したように、公開鍵は、証明書の中に入れて配布する訳ですが、どんな方法で証明書を配布しても問題はありません。先程のようにフロッピーディスクに入れて手渡しても、ディレクトリサーバに入れておいて自由に取得してもらっても、メールで送付しても問題がありません。

証明書をいかに信頼するか。

証明書に含まれる公開鍵で情報を暗号化できることは良いのですが、しかし、PKIで利用される証明書は本当に信頼していいものなのかという疑問はあります。

実は、認証局用のソフトウェアさえ購入すれば、だれでも証明書を発行することが可能になります。つまり、技術的には、偽造証明書は簡単に発行することが可能になります。偽造証明書とは、例えば証明書に「佐藤さんの証明書」と書いてあるのに、その中に含まれる公開鍵は「加藤さん」のものであったりします。この例では、この偽造証明書を不特定多数に配布すると、佐藤さんあての情報を加藤さんが解読できてしまうことに

なります。(逆に佐藤さんは自分あての情報なのに解読できない。)

そこで、利用者は証明書に記載されている発行元、すなわち「認証局」の名前を見て、その証明書が信頼できるかどうかを判断する必要があります。つまり、いい加減な認証局や見知らぬ認証局発行の証明書では、先方から信頼されません。

逆に信頼できる認証局が発行したことを確認できれば(正確には期限などの確認も必要)、入手経路に係わらず、その証明書は信頼することができます。

認証局を信頼することが、証明書を信頼することにつながります。つまり、信頼できる認証局こそが、PKI全体の信頼性の源になり、認証局の運用はPKIを成功させる重要な要素ということになります。

PKIによって、セキュリティの問題すべてが解決できるのか。

PKIは主に、信頼できる相手を確認し、その相手との暗号化通信を行うための仕組みを提供するものであります。不特定多数の利用者からネットワークを保護するためのファイアウォールやウイルスチェックなどは、PKIとは別と考えて検討する必要があります。

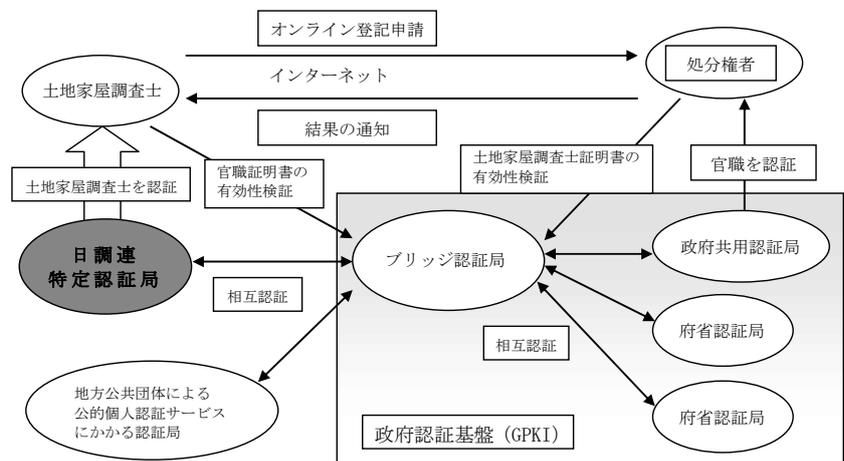


図 公開鍵基盤のイメージ

大阪土地家屋調査士会事務局

大阪府は、33の市・9の町・1の村で構成されています。面積は約1,898 km²と全国土の0.5%しかなく、都道府県で2番目に小さいながら、人口は全国の7%を占め、多くの人々が居住しています。地形は南北に長く湾曲しており、大阪湾に向かって開けた西側以外は三方を山に囲まれています。

進取の気性に富む大阪人はハイカラ好みであり、全国のさきがけとなった例がたくさんあります。インスタントラーメンや動く歩道、自動券売機や自動改札機、テレビのトーク番組や民放のコマーシャルなどいかにも大阪人らしいものがたくさんあります。

また、大阪は「天下の台所」と言われたように、近くに海や山を控え、あらゆる自然の恵みを手近に入手でき、瀬戸内海の船便によって遠隔の地からの産物も運ばれてきたため、食の豊かなことで有名です。大阪市内に「難波(なんば)」という地名がありますが、別の読み方では「なにわ」とも読み、「魚庭」とも書きますが、魚介類が豊富なことを意味しています。野菜についても肥沃な大阪平野で気候にも恵まれ、品質が良くて特産物となる野菜が多く作られました。大阪には美味しい食べ物が数多くありますので、お越しの際には是非「食べ歩き」を堪能してください。

大阪会は、平成22年4月1日現在、会員数1,138名、法人会員数18で、現在は13の支部で構成されています。全国的には東京に次いで女性会員数が多く、平成21年度の総会において全国初の女性会長として横山慶子第7代会長が就任しました。

平成22年度予算額は、約2.48億円です。厳しい経済状況の中、事業体系の徹底した合理化及び整理により節減を進めています。

平成21年4月には大阪会イメージキャラクターを公募し、全469作品の中から「トーキくん」が誕生し、ホームページやPRグッズに活用しています。



大阪土地家屋調査士会イメージキャラクター「トーキくん」

調査士会館は、大阪府庁や大阪府警本部、大阪法務局が立ち並ぶ大阪市中央区のオフィス街の一角にあります。オフィス街といっても、最寄り駅から会館へ行く途中にはビルの合間から大阪城が見え、すぐ近くの公園では春にはたくさんの桜が咲き、事務局でもお花見を行うことがあります。歴史的遺物も数多く存在し、いろいろと入り交じった大阪の中心部らしい場所です。

第6次事務所となる現在の会館は、鉄筋コンクリート造6階建てで、昭和57年10月に17社という多くの入札参加社から落札され、昭和58年8月に竣工されました。その後、数回の改装を行い、現在は、1階に駐車場と協同組合、2階に事務局、3階に役員室と資料センター室・会議室、4階に80名収容の大会議室、5階に相談センターと会議室、6階屋上に倉庫があります。

松本専務理事を始めとし、事務局職員は、柳井原・寺田・山高・菰池・櫻井・山中・山口・梅谷・中野の10名(男性6名、女性4名)で、若手独身職員も多く、明るく元気な職場を目指して職務に努めております。また、大阪には全国で唯一の協同組合があり、坂口・若間の2名(男性1名、女性1名)の職員で毎日忙しく働いています。これからも事務作業の効率化や会館の美化などにも気を配り、業務円滑化を心がけて参りたいと存じますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

(大阪土地家屋調査士会 事務局)



調査士会館



大阪会事務局職員

大阪土地家屋調査士会
〒540-0023

大阪市中央区北新町3番5号
TEL:06-6942-3330(代) FAX:06-6941-8070
E-mail: otkc@chosashi-osaka.jp
URL: http://www.chosashi-osaka.jp/

境界問題相談センターおおさか
TEL: 06-6942-8750 FAX: 06-6942-8751
E-mail: soudan@chosashi-osaka.jp
URL: http://www.kyokai-osaka.jp/

大阪土地家屋調査士協同組合
TEL: 06-6942-6011 FAX: 06-6942-5455
E-mail: kumiai@chosashi-osaka.jp
URL: http://www.chosashi-coop.net/

宮城県土地家屋調査士会事務局

宮城県といえば、伊達政宗、日本三景の松島、仙台の七夕、仙台の牛タン、笹かまぼこ、気仙沼のフカヒレ等が有名ですが、今回は、宮城県観光連盟のホームページの「体験みやぎ」より、一部を紹介させていただきます。石巻市にある石ノ森萬画館は、仮面ライダー等の石ノ森章太郎作品が満載のマンガミュージアムです。多賀城市には、宮城県はもちろん、旧石器時代から近現代までの東北の歴史を時代別に展示している東北歴史博物館があります。利府町にはJR新幹線総合車両センターがあり、車両基地内の見学・車両の全般検査(オーバーホール)の作業風景を新幹線の形をしたガイドカーで案内(予約制)。また、PRコーナーには車両部品や模型も展示、外には本物のSLや新幹線が展示してあり、新幹線は運転席に入ることができます。仙台市のニッカウヰスキー仙台工場では、ウヰスキーの製造工程を見学後、ウヰスキー、アップルワイン、ジュースの無料試飲があります。また、キリンビール工場では、ビール、発泡酒の醸造・パッケージングの製造工程の見学後、試飲ができます。名取市のサッポロビール仙台工場では、ビールの製造ラインの見学のほか、映像でビール造りを紹介する「ビールふれあい展示館」を常設、2階のシアターでは、妖精たちが楽しくビール造りを紹介し、未成年の子供たちでも楽しめるようになっています。そして、緑豊かな屋外では動植物の生息状況が観察でき、当然試飲もできます。角田市の宇宙航空研究開発機構角田宇宙



センターでは、H-2A ロケットエンジン開発試験を行っています。展示室にはエンジンの実機(LE-7、LE-5)やH-2A型のロケットの10分の1模型などを展示しており、ロケットの打ち上げや宇宙開発についてわかりやすく紹介されています。また、試験設備なども見学することができ、他にペットボトル水ロケットを作って飛ばす体験学習もあり、遊びながらロケットや宇宙について学ぶことができます。もっと紹介したいのですが残りは宮城県観光連盟のホームページをご覧ください。

宮城会の会員数は、土地家屋調査士会員290名、法人会員1名で、7支部の構成で運営しています。当会の会館は平成元年に竣工された4階建の建物で、1階は駐車場と倉庫、2階は土地家屋調査士会事務局と会議室、3階は公嘱協会事務局と会議室、4階は研修会もできる広めの会議室となっています。

宮城会事務局では、宮城会会員総数の半数以上を占める仙台支部事務局と政治連盟事務局、みやぎ境界紛争解決支援センターの事務を兼務しております。

今年3月に宮城県土地家屋調査士会(みやぎ境界紛争解決支援センター)が法務大臣の認証を受けたことにより事務局の仕事は増えると思いますが、当会は千葉職員、高階職員の女性職員2名で頑張っています。



宮城県土地家屋調査士会事務局

〒980-0802

宮城県仙台市青葉区二日町18番3号

TEL : 022-225-3961 FAX : 022-213-8485

E-mail : info@miyagi-chousashi.jp

URL : <http://www.miyagi-chousashi.jp/>

会長 レポート

4月16日～5月14日

Report

4月16日

監査会

前日に引き続き平成21年度の連合会事業と財務の執行状況を監査する会「監査会」が高橋、安井、阿部の三監事により行われているが、2日目のこの日、会長として監査会に出席し、監事の先生方から講評を頂いた。

17日

観桜会

みぞれ混じりの雨が早朝から降り続く中、新宿御苑で政府主催の観桜会が開催され招待いただいた。政権交代後の厳しい政治情勢を象徴するような天候でのスタートだったが、天候は開始前後から徐々に回復に向かい、10時ごろには晴れ間がのぞく「さくら日和」となり咲き誇る花々に東の間の春の一日を楽しませていただいた。

17～18日

日本マンション学会

日調連も会員となっている日本マンション学会(折田泰宏会長)の年次大会・シンポジウムが名古屋市内の椋山女学園大学キャンパスで開催され、理事を拝命していることもあり参加させていただいた。学会にとっては、一般社団法人としてのスタートの日でもあり、全国各地から大勢の会員が出席。名倉勇一郎さんはじめ愛知県土地家屋調査士会の会員も同学会員が多数在籍されており、この日はお世話役として大活躍されていた。マンション自体の老朽化・高齢化と居住者の高齢化にともなう諸問題やマンションにおける不動産登記の課題ははじめ多くのテーマが分科会で討論された。

19日

谷口隆義氏 激励会

前衆議院議員(前公明党土地家屋調査士制度推進懇話会副会長)であり、公認会計士でもある谷口隆義氏の激励を兼ねたパーティーが大阪市内のホテルで開催され出席。

20日

宏池会(古賀派)「宏池会と語る会」

都内のホテルで開催された国政報告会に出席。

21日

第2回正副会長会議

午後から開催予定の第1回理事会を前に議題等についての調整を行ったほか、制度制定60周年記念事業に関する打合せを行う。

21～22日

第1回理事会

新年度になって初の理事会を招集。会長挨拶および指示事項の中で、全国知事会・国の出先機関原則廃止PTが3月に公表した中間報告について、土地家屋調査士の業務ばかりでなく、制度の根幹にかかわる問題提起もされていることから、内閣府の地域主権戦略会議での議論を含め、重大な関心を持って推移を注視すること、必要な提言等を行うことも考えられること等をお話しさせていただいた。

会議では平成21年度事業経過の総括と総会に上程する収支決算報告について、及び平成22年度事業計画案及び収入支出予算案等についてのほか、多くのテーマを審議・協議。制度制定60周年記念事業として計画が進んでいるテレビドラマ化についても進捗状況の報告がなされた。

22日

日弁連事務次長来会

午後、日本弁護士連合会(日弁連)の伊東卓・前事務次長と新任の岡田理樹・事務次長が就任のあいさつに来会された。近時、日弁連の先生方とはADRばかりでなく多方面にわたって意見交換や協議させていただく機会を得ているが、この日は日調連の最近の会務上の課題を紹介するとともに、財団法人日弁連法務研究財団及び各地の弁護士会の先生方の土地家屋調査士会ADRへのご尽力に感謝の意を表させていただくとともに引き続いてのご協力方をお願いさせていただいた。

23日

函館会 60周年及びADRセンター設立記念式典
函館土地家屋調査士会(岡田恒男会長)は、函館弁護士会のご協力の下、4月1日に全国で43番目の土地家屋調査士会ADRとして、「土地境界問題相談センター函館」を設立された。この日は設立記念式典と記念講演会が市内のホテルで開催された。私は講演会の講師を依頼され、『暮らしと土地・境界・ADR』をテーマに1時間ほどお話をさせていただいた。記念式典でのあいさつでは、会員数の少ない函館会がADRを立ち上げられたことに敬意と感謝の意を表させていただいた。式典とそれに続く祝賀会には、函館市長ほか各界から著名人が出席され盛会裏に挙行された。

26日

前田武志・議連会長「参議院議員前田武志君を囲む会」

民主党・土地家屋調査士制度推進議員連盟会長の前田武志・参議院議員の国政報告会が大阪市内のホテルで開催され出席。国政報告会の開始前1時間ほどの間、近畿ブロック内の土地家屋調査士会役員及び土地家屋調査士政治連盟の皆さんとの意見交換会が開催され要望等もさせていただいた。

28日

伴野豊議員 「時代を拓く破竹の会2010」

愛知県選出の参議院議員・伴野豊氏の国政報告会が都内のホテルで開催され参席の上、勉強させていただいた。

5月7日

JICA 集団研修

竹谷事務局長の御尊父逝去

連休明けのこの日、早朝から海外協力機構(JICA)が受け入れている海外からの研修生に『地籍の整備と土地境界』をテーマに講義させていただいた。10年近く続いている講義出向だが、つくば市の国土地理院研修室で学ぶドミニカ・ケニア・ミャンマー・フィリピン・スリランカの各政府から派遣された研修生に世界の地籍制度と日本の地籍への取り組み、境界問題などをお話しさせていただいた。

いつものことだが、それぞれの国における土地境界問題とその解決方法の一端などを逆勉強させていただいた。

午後、連休はじめにご逝去された竹谷義一氏(連合会常務理事・竹谷喜文事務局長のご尊父)の自宅を弔問させていただいた。

8日

民事法情報センター 臨時会員総会

日調連顧問をお願いしている香川保一先生(元法務省民事局長・元最高裁判事)が理事長を務められ、永年にわたって民事法に関する研究活動や出版活動を重ねてこられた社団法人民事法情報センターは、諸般の事情から法人を解散することとなり、この日は解散を決議することについて審議する会員総会が開催された。「登記インターネット」や「民事法情報」といった月刊誌の他、相続や公証、登記、判例研究など幅広い活動を続けてきたセンターを解散する旨の提案について、出席会員からは強く存続を望む声も多かったが、常務理事ほか役員からの解散に至る経過説明を了承し、26年間の活動の幕を閉じることとなった。

10日

椎橋・芹澤・高木の各氏に叙勲

平成22年春の叙勲に際し、土地家屋調査士界から、旭日小綬章が椎橋浩・元日調連副会長、芹澤利二・前山梨会長の両氏に、旭日双光章が高木昭次・元日調連理事にそれぞれ授与され、この日法務省において伝達式と皇居での天皇陛下謁見に臨まれた。夕刻からお三方を招いて懇談の場を持たせていただいたが、いずれも長年にわたり土地家屋調査士制度の充実発展、そのことを通して国家に功労があったとしての受章であり、心から祝意を表させていただいた。

11日

第3回正副会長会議

午後から制度制定60周年記念事業や政府の地域主権戦略会議の動向等について意見交換するため、急遽、正副会長会議を開催。

12日

業務改善PT

土地家屋調査士の業務はここ数年で大きな広がりを持つようになった。新しい業務分野における土地家屋調査士の報酬の考え方や業務の質の確保と報酬について等を研究することなどを目的として業務改善PTを設けることとし、この日第1回の会議を開催。冒頭のあいさつを求められたので、現下の土地家屋調査士の制度環境・業務環境とその課題や隘路等について考えていることをお話しさせていただいた。

13日

清和政策研究会(町村派)「清和政策研究会との懇親の集い」

午前 私の地元の大阪法務局北出張所に吉川壽一所長をお訪ねし、登記現場の最近の動向等についてお話をお伺いさせていただく等、意見交換させていただいた。

夕刻からは都内のホテルで開催された政策研究会に

出席し、国会議員の先生方と挨拶をさせていただく。

14日

黄綬褒章伝達式

春の褒章に際して、亀山一宏(宮城会)、宮内大介(愛媛会)、菊地圭一郎(京都会)、阿部熊光(福岡会)、竹野満(山梨会)、杉井潔(静岡会)、福井信和(札幌会)、仁井光治(大阪会)の各氏が黄綬褒章ご受章の栄に浴された。いずれも連合会や単位会の役員を長年務められた方々で、この日はご令室を同伴され法務省地下大講堂における「褒章」と「褒章の記」の伝達式、皇居での天皇陛下の謁見等に臨まれたのち、法務省に戻り、原 優・民事局長のお祝いの言葉を頂いた後、20階会議室で民事第二課長との懇談会に出席された。私も法務省での伝達式に来賓として出席させていただいた。夕刻から受賞者夫妻をお招きし、連合会として懇談会を開催し、永年の土地家屋調査士制度充実へのご尽力に感謝の意を表させていただいたほか、ご受章された皆さんと懇談させていただいた。

ちようさし俳壇

第301回



太古の海 水上陽三

遼乾きし後の花の屑
老幹の窪みに花の屑留む
いつまでの二人の暮らし桜餅
駅近の無料足湯や山笑ふ
鯉幟太古の海の底にかな

雑詠 水上陽三 選

愛知 清水正明

原宿がうねって見ゆる更衣
くいな鳴く蕉翁去りし川湊
足湯せし素足の艶や花あやめ
霊水の乱るる時や滝しぶき
諏訪御料眠る高遠朴の花

岐阜 堀越貞有

卯建まで飛ぶ構へして雀の子
のどけしや犬小屋借りて眠る猫
咲く花も散る花もあり山桜
庭先に人来る気配春障子
夜桜におもねるやうに河岸の風

東京 黒沢利久

刈草は男の匂い夕薄暑
池の辺に惜しみつ暮るる八重桜
暮の春鳥の寄る樹と寄りぬ樹と
囀りや信用金庫に人まばら
六月の雨雲うつのはじめにて

茨城 島田 操

二人旅二つだけ買ふ桜餅
車より歩くが良かり若葉風
日々拝す筑波は親し昭和の日
代掻いて水満々の大鏡
山風に煽られてゐる鯉幟

福島 加藤捷子

庭の木の新芽啄む小鳥来て
水仙のひとむらごとの花の色
墓参り春一番となりにけり
芽柳の風やわらかき独りの刻
うかうかと子に騙さるる万愚節

埼玉 井上晃一

ビル群を逆さに写し代田澄む
早苗田の車窓流るる旅衣
鳩知らぬポット育ちの豆植ゑる
降り注ぐ日にみどりさす事務机
里はまだ雪の下なり春を待つ

茨城 高本光祐

今月の作品から

原宿がうねって見ゆる更衣

言うまでもなく原宿は、流行の先端を歩くファッションの町であり自ずから若者の町でもある。時すでに季を先取りした若者たちが夏衣

清水正明

を求めて集まり、原宿の町全体がうねって見えたのである。作者のこの感慨は、原宿を知る者全てが共感するであろう。

堀越貞有

卯建は二階作りの町家の屋根に架けられた防火用の突出した構造部分である。現在古い町並みのみに見られるもので、卯建が上るとか上がらないとか、人の成功不成功のたとえにもなった。ところでこの句は、巣立ちを目前にした子雀が飛び立つことを躊躇している様子を想像させる句として、卯建という動かないものを配して成功したと言えよう。

黒沢利久

刈草は男の匂ひ夕薄暑

刈り倒された草は乾きながら香ばしい匂いとはいえないが、蒸れるような重い匂いを発する。誰でも経験したであろうけれども端的に説明できない。いうなればむんむんとするような匂いである。作者はその匂いこそ健康的な男の匂いと感じたのである。

島田 操

二人旅二つだけ買ふ桜餅

この句の原句は夫婦旅であったが、内容は説明するまでもなく日常的にあり得ることなので、二人旅として二人二つの数字のリフレインを試みたもので、微笑ましさを出したものである。

※新規投句者に

投稿俳句は、五・七・五の定格にしたがい季節の言葉である「季語」を一つのみ入れて下さい。

福井会

「うどんのおつゆ」と「海岸の砂」 についての科学的考察

小浜支部 松田源次郎



『調 おたより』第158号

関西のうどんつゆは薄く(薄茶色)、関東のは濃い(こげ茶色)ことは知られていますが、その境目はどこでしょうか。

小浜で生まれ育ち、大学は四国、卒業後の就職は東京。一ヶ月以上の住所が海外を含め18ヶ所、旅行を含めると数え切れないという、風来坊の私ですので、各地で好きなうどんを食べ比べてみました。

伊予、讃岐、岡山、京都、米原、浜松と徐々におつゆの色・味は濃くなります。そして、道路公団の仕事で行った掛川が私の食べられる限界でした。

東京のうどんはというと、(大衆食堂を関西ではよく「うどんや」と呼ぶが、東京では「そばや」と呼ぶ)こげ茶色の濃いしょうゆ味のたぬきうどん(おかめうどんというのものもある)にカルチャーショックを覚えました。

よって、私の判断では掛川市が境目ということになります。

ところで、日清の「どん兵衛」は西と東でおつゆを変えてあるのをご存じでしたでしょうか。下の表をご覧ください……

ということで私の判定とほぼ一致。

よって「おつゆの色・味は、フォッサマグナ(糸魚川-静岡構造線)を境に関西風と関東風に分けられ、どうもうどんのおつゆは地質構造と関係があるのではないか」という仮説が成り立ちます。

そこで、次に、うどんのおつゆと海岸の砂の色について考えます。

土質工学でおなじみの下関に近い豊浦標準砂は白っぽい。

今は、乗ることも少ない在来線の山陽本線、東海道本線に乗り海岸を見ていると、関西の砂の色は茶色で、名古屋を過ぎて東京に近づくにつれて砂の色も徐々に黒くなります。

日本海側では、島根、鳥取、丹後と白っぽく、新潟の方では褐色です。

わが福井県嶺南地方は、京文化の影響でおつゆは白っぽいですが、砂は頁岩などを母岩としているので黒っぽく、これは例外。

即ち、「うどんのおつゆの色は、海岸の砂の色と一致する」法則が

発見されました。

そこで結論!いささか手前みそでしょうが、地質構造はその土地の(食)文化と密接に関連しているということではないでしょうか。(^_^)

	西 味	東 味
だ し	かつおぶし+コンブでまろやかさを出している	かつおぶし
境 界	富山~新潟——岐阜~長野——(きしめんのためやや特異)~静岡	

大分会

第6回全国青年土地家屋調査士大会in兵庫

杵築支部 是永幾一郎



『おおいたの標』第149号

昨年の11月21日(土)、神戸市の生田文化会館にて全国青年調査士大会が開催されました。

大分会からの参加者は以下の4名です。

大分支部 佐藤 栄二会員
三宮 浩輝会員
鶴崎支部 河合 清次会員
杵築支部 是永幾一郎

タイトル通り6度目となる今大会、私は去年の福岡大会から2度目の参加です。

午前8時30分杵築駅出発、小倉から新幹線を乗り継ぎ新神戸駅へ到着、午前11時45分です。神戸って意外と近いですね。

大会会場に到着。



会場にて、全国から200名程集まりました。



兵庫県の青年調査士会、調査士会会長の挨拶の後、大会が始まります。

1. 基調講演

講師 奈良大学 碓井教授
地理空間情報と土地家屋調査士が出来ること

いわゆるGIS(地理空間情報システム)に関する内容でした。

従来までは地図に関わる様々な情報(地形、インフラ、境界等)を単にデータ化し、重ね合わせるといった紙ベースの発想でした。

現在では集約されたデータ同士に関連性を持たせ、システム自体にも情報の認識能力を持たせる(システム自体が道や川、電線、電柱等を認識する)ことにより、集約された情報のメンテナンス作業を簡素化しリアルタイムに更新されるシステム作りが進められています。

この流れの中で「地図の基礎となる情報である土地の境界に関して専門家である土地家屋調査士に今後重要な働きを担って欲しい」と碓井教授の言葉、心に残りました。

2. パネルディスカッション

九州から北海道まで全国の調査士が集まる中、各ブロック毎に1名程度選ばれた調査士が中央の

テーブルに座り、議論を行いました。

テーマは先ほどの基調講演について。

碓井教授の説明された地理情報システムへの参加要請を始め、土地家屋調査士に今後様々な分野での活躍が期待されています。

土地家屋調査士は、これらの期待に応えるためにどのように対応していくのか？

目指すものは何なのか？

単純に体制批判をするのではなく、目指すもののため自分たちがどう変わっていくべきなのかを真剣に考えた良い議論がされていました。

大会終了後は懇親会です。

お酒も入り、緊張も解けたところで楽しく談笑。

先ほどのパネルディスカッションの事、土地家屋調査士について等、地域の特色もあり、考え方も様々です。

その後、二次会三次会と進み、最後にラーメンと思ったのですがなんと「焼肉」。

ここにも地域性が…

本当に様々な事を話し、色々と考えさせられ、学ばせて頂きました。次の日は神戸観光。

明石海峡大橋、鉄人28号など観光スポットを満喫。

学び、遊び、充実した2泊3日でした。



長野会

長野長聖中学校 土地家屋調査士会見学会の報告

副会長 上島孝雄



『会報 ながの』第178号

長野県土地家屋調査士会、社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会にて佐久長聖中学校の体験学習の一環として本会会館にて下記のと通りの日程で訪問がありました。

日程及び担当者

第1回 平成22年1月13日(水)

3年生 い組 29名

- ・本会 上島副会長、松本広報部長、
- 公嘱協会 小島常任理事、的場理事

第2回 平成22年1月14日(木)

3年生 ろ組 34名

- ・本会 荒井総務部長、松本広報部長、
- 公嘱協会 岡田副理事長、的場理事

第3回 平成22年1月15日(金)

3年生 は組 35名

- ・本会 芦澤副会長、松本広報部長、

公嘱協会 三原副理事長
第4回 平成22年1月28日(木)

3年生 に組 28名

- ・本会 上原副会長、松本広報部長、
- 公嘱協会 塩川理事長、的場理事

見学時間

13時35分～14時30分位

私は、第1回を担当しました。当日は、雪が舞う寒い日で、外での体験が出来ず残念でしたが、生徒諸君の熱心に話を聞く姿勢に、私も説明していて少しテン



ションが上がってしまいました。

土地家屋調査士は、法律の上での知識と測量の技術を持って(文系と理系の知識を生かす)仕事をしている事を説明し、公嘱協会担当者により実際に測量機器を用意して説明しました。改めて測量中トランシットを覗いている時に、子供達から、何をしているの、と聞かれ説明している自分にダブル思いでした。今回の体験学習が、少しでもこれからの職業選択に役にたてばと思いながら、生徒たちを見送りました。



三重会

座標原点復帰？

四日市支部 武田美樹子



『Border』第65号

えっ？還暦？

気がつけば「そうなんだ」と、今更ながら…

この世に生を受けた時を、調査士らしく考えて自分なりの座標原点として、Y軸には年齢を与えるとして、さて、X軸には何を与えましょうか。仮にどれを与えたとしても、X軸方向には伸びる要素が見当たらない？強いていうなら、「しわ」の数!!

調査士会へ入会させていただいたのは昭和63年、それから約23年になりますが、やっと調査士として「ハタチ」を超えたばかりで、まだまだという思いはあります。でも、時代は平成に変わってもう22年目、時の流れの速さは自分の気がつかないところで進んでいるのだと改めて感じます。調査士開業したての頃は、いろんなこともありました。悲しいかな、境界立会へ行ってみると「女性が来て大丈夫か？」と言われたこともあれば、逆に女性の立会者からは「話しやすいからよかった」など。

振り返ってみたら、まさか自分が調査士を開業するなんてY軸が20の頃には考えてもおりませんでしたし、開業直前でも「本当にやるの？」という部分もありました。やってみたら「頭で考えてい

ることと、実際に起きていることのギャップやなかなか処理できない案件等への焦りなどで、体調を崩したことも何度かありました。しかし、四日市支部の伝統とでもいいますか、「調査士はみんな仲間」という温かい雰囲気のおかげで相談にも乗ってもらえることや、助けていただいたこともあって、やっとここまでこれたのか、という思いがしています。

私が登録した頃から考えると、会員も比較にならないほどの勢いで増加していますし、業務内容も大きく変化しています。特に不動産登記法が大改正されてからは筆界特定制度やADRというような今まで聞いたこともなかった言葉や測量の方法も基準点測量が原則となり、しかも世界測地系というまるで「おとぎの国の話」のようなことが起きています。けれども、お客さんにとっては、世界測地系ってそんなものはいわば関係のない話で、「自分の持っている土地はここまで」ということがはっきりすればいいのではないかと思います。やはり「目に見える永久筆界杭の存在」が一番の関心であろうと思います。だからこそ、境界の確認時には(第三者から見れば)僅かなところで採める事となった

りするのでしょうか。でも、この時にはいろんな人間模様が見えて、それはそれでまた楽しいのですが、そうはいってもなかなか決まらないときにはイライラもあれば、「そんなのどちらでもいいでしょ」といいたくなるのをじっと我慢して決着がつくのを待つしかないのですけどね。

いろんなことがあって、それはそれで楽しいことでもあり、また、悲しいことでもあるわけですが、Y軸が右方向へ進むにつれ、やはり体力は下降しているを感じてしまいます。今までだったら平気で飛び降りることができた高さから飛び降りるのを躊躇したり、飛び越えられた水路なのに、飛び越えられずにぐるりと廻ったりと。

で、タイトルにもどって考えると、この先私の座標軸は一旦0に戻って今度はどの象限へ行くのかなあ？やはり第1象限、それとも第4象限？

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成22年 4月 1日付
 東京 7601 土屋 知人 東京 7602 堀口 正義
 東京 7603 常行 将司 神奈川 2870 平戸 勇一
 埼玉 2463 茂木 信明 栃木 888 大岩 浩之
 静岡 1692 城下 直嗣 静岡 1693 清水 謙次郎
 静岡 1694 石井 麗子 静岡 1695 森 俊朗
 大阪 3095 大倉 明 兵庫 2362 森田 公男
 兵庫 2363 松田 吾一 奈良 409 本田 和也
 岐阜 1218 臼井 俊博 岐阜 1219 廣木 辰也
 広島 1815 河野 智宏 山口 936 西田 泰則
 佐賀 536 山本 貴司 大分 809 薩摩 陽平
 鹿児島 1027 古川 英明 福島 1449 佐藤 拓弥
 福島 1450 新道 竜 札幌 1147 佐藤 銀次郎
 香川 689 大上 光一郎 徳島 482 西岡 正

平成22年 4月 12日付
 静岡 1696 中原 智弘 静岡 1697 増田 貴行
 大阪 3096 栗谷 正彦 愛知 2732 石澤 孝明
 愛知 2733 鈴木 久雄 福井 422 大西 文和
 島根 491 柿木 尚 福岡 2171 徳永 智大
 長崎 763 秋寄喜多郎 秋田 1019 筒井 裕之
 高知 658 中村 賀津志

平成22年 4月 20日付
 東京 7604 中嶋 裕治 東京 7605 渡辺 静子
 東京 7606 室屋 徹也 神奈川 2871 松井 豊
 茨城 1401 根本 恭宏 栃木 889 松原 明彦
 長野 2552 入戸 太門 京都 820 西田 英司
 愛知 2734 佐久間 敬子 愛知 2735 浅野 一彦
 愛知 2736 日高 賢二 宮城 985 寺田 亮
 秋田 1020 佐藤 良夫 札幌 1148 森田 博

登録取消し者は次のとおりです。

平成22年 1月 27日付 山形 1173 佐藤 善四郎
 平成22年 2月 13日付 兵庫 480 片岡 國一
 平成22年 2月 19日付 兵庫 1298 杉谷 正美
 平成22年 3月 23日付 宮城 526 小越 實
 平成22年 3月 25日付 福島 1360 穴澤 洋
 平成22年 3月 31日付 宮城 690 高橋 正平
 平成22年 4月 2日付 佐賀 379 大坪 忠
 平成22年 4月 7日付 三重 541 川添 廣一
 平成22年 4月 1日付
 東京 5967 蕪木 純夫 神奈川 1321 加藤 義榮

静岡 985 千布 土男 静岡 1418 照井 和樹
 長野 1100 小林 貢三郎 長野 2224 武田 代栄
 長野 2275 平沢 茂則 新潟 1892 永野 町子
 新潟 1987 高山 巖 大阪 2275 岡田 善信
 大阪 3026 嵯峨 憲治 兵庫 621 増田 治平
 兵庫 1664 広川 登也 和歌山 290 上西 通太
 岐阜 958 渡邊 政勝 石川 544 森 美知夫
 広島 1194 数本 広志 福岡 1982 山口 忠頼
 熊本 1093 西村 秀一 沖縄 256 与座 義成
 愛媛 386 阿部 睦雄

平成22年 4月 12日付
 東京 1794 村田 實 東京 4545 佐々木 辰雄
 東京 6686 土屋 惟明 東京 7314 大川 進也
 東京 7542 八巻 佳章 神奈川 1653 小泉 敏治
 神奈川 1846 大内 直樹 埼玉 1060 関 博夫
 千葉 272 山本 實 千葉 1071 根本 晴夫
 茨城 900 鈴木 正敏 茨城 1275 竹下 一成
 栃木 501 沼澤 太美雄 栃木 814 中里 正
 群馬 516 岡田 勇治 群馬 541 太田 紀義
 静岡 1496 平野 吉一 長野 1878 澤田 英明
 長野 2280 山岸 忠幸 長野 2498 丸田 慎太郎
 新潟 1469 中村 泰夫 新潟 1501 竹田 栄
 大阪 1620 羽倉 義泰 大阪 1863 萬野 三郎
 京都 221 澤 潤次郎 兵庫 1323 澤田 昭久
 兵庫 1653 池上 益司 愛知 1448 荒谷 東洋康
 愛知 1521 市橋 貞一 岐阜 183 松浦 昌勝
 岐阜 652 二村 三郎 岐阜 839 松之木 英夫
 岐阜 1023 臼井 孝一 岐阜 1139 桜山 清美
 広島 1406 松浦 儀治 広島 1527 有廣 知行
 岡山 1284 北村 龍二 島根 330 末次 延義
 福岡 1542 河野 純一 長崎 290 粒崎 喜代市
 長崎 612 澤田 光盛 宮城 302 櫻田 勝之
 宮城 569 今野 勝榮 山形 318 中村 光夫
 山形 1049 仲鉢 幸雄 岩手 414 菊池 喜清
 秋田 789 伊藤 金作 青森 557 竹内 力
 札幌 659 江良 二三夫 札幌 977 横山 和昭
 香川 243 岡部 正一 愛媛 450 橋本 清光

平成22年 4月 20日付
 東京 2523 秋葉 照男 東京 4397 福田 勝明
 千葉 1067 川崎 康夫 兵庫 1561 中西 通夫
 兵庫 1566 井上 武 三重 232 奥田 忠夫
 三重 832 勝田 功 鳥取 337 佐城 史朗
 福島 669 阿部 彦三 福島 955 二瓶 利彦
 福島 1061 畑 昭助 福島 1088 目黒 久夫
 福島 1217 伝野 強造 福島 1252 黒沢 義雄

4月

21日

第2回正副会長会議

<協議事項>

- 1 第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

21～22日

第1回理事会

<審議事項>

- 1 平成21年度一般会計及び特別会計収入支出決算報告について
- 2 平成22年度事業方針大綱(案)及び同各部事業計画(案)について
- 3 平成22年度一般会計及び特別会計収入支出予算(案)について
- 4 制度基盤整備特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 5 第67回定時総会提出議案について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則の一部改正(案)について
- 7 土地家屋調査士専門職能継続学習運営規則等の一部改正(案)等について
- 8 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業実行委員会の組成について
- 9 平成22年度連合会顕彰受賞者について
- 10 日調連研究所の研究員の選任について

<協議事項>

- 1 役員選任に関する検討特別委員会からの答申への対応について
- 2 第67回定時総会の対応について
- 3 土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の実施について
- 4 土地家屋調査士CPDに係る情報公開の方針について
- 5 広報キャラクターについて
- 6 広報担当者会同(ブロック出向型)の開催について
- 7 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
- 8 連合会における平成22年度の主要な会議の開催日程(予定)について

第1回理事会業務監査

27日

第2回編集会議

<協議事項>

- 1 会報掲載記事について

5月

11～12日

第1回研修部会

<協議事項>

- 1 研修体系について
- 2 土地家屋調査士配属研修規則(モデル)(案)について
- 3 土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)制度について
- 4 平成22年度土地家屋調査士新人研修について
- 5 土地境界基本実務叢書を活用した研修の促進について
- 6 eラーニングについて
- 7 土地家屋調査士特別研修の受講促進について
- 8 ADR認定土地家屋調査士研修の支援について
- 9 各地域における歴史的資料の活用について
- 10 会員必携について
- 11 土地家屋調査士特別研修に関する日弁連法務研究財団との契約について

11日

第3回正副会長会議

<協議事項>

- 1 土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

第7回国際地籍シンポジウム(台湾)

会員研究論文募集のお知らせ

「国際地籍シンポジウム」は、平成10年秋に台湾で開催された、韓国・台湾・日本を核とした研究者・実務家の研究大会において設立された「国際地籍学会」の主催によるもので、2年毎に各国持ち回りで開催されているものでありますが、この度、来る11月9日(火)～11日(木)の期間、台湾 台北市において第7回国際地籍シンポジウムが開催されることとなり、論文の発表を予定しております。

今回、応募いただいた論文の要約(アブストラクト)を提出いただき選考の上、入選された方につきましては、論文(本文)を提出いただき、第7回国際地籍シンポジウムにおいて発表していただくこととしています。

●募集論文のテーマ

- (1) 地籍(土地)法と土地測量の推進
 - (2) 空間情報と土地測量の利用
 - (3) 調査と地図作成技術の革新
- 上記(1)から(3)のいずれかに関するもの。

<要約>

○**応募資格** 土地家屋調査士会員に限ります。

○書式

データ形式：Microsoft Word形式
用紙：A4判1枚(500文字以内)
フォント：MS明朝(英文はTimes New Roman)
フォントサイズ：タイトル20ポイント太字
サブタイトル16ポイント太字
本文13ポイント
余白：左及び右：3.17 cm、
上及び下：2.54 cm

○**応募方法** 応募する論文(要約)は原則として1人1テーマとし、日本語の要約とそれを英文化したものを以下のEメールアドレス宛て送信してください。

○**送付先** rengokai@chosashi.or.jp

※メール件名を「国際地籍シンポジウム論文」としてください。

※メール本文に「募集論文のテーマ」「所属会」「氏名」「住所・電話番号・FAX番号」を明記してください。

※要約の最後に執筆者の氏名、所属会、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記してください。

○**締切り** 2010年7月12日(月)必着

要約を審査した上で、入選者には7月中旬に連合会から論文作成を依頼しますので、次の要領で提出いただきます。

<論文>

○書式

データ形式：Microsoft Word形式
用紙：A4判(1枚500文字以内)
10ページ以内
フォント：MS明朝(英文はTimes New Roman)
フォントサイズ：タイトル20ポイント太字
サブタイトル16ポイント太字
本文13ポイント
余白：左及び右：3.17 cm、
上及び下：2.54 cm

○送付先

日本土地家屋調査士会連合会
国際地籍シンポ担当 樋口 行
〒101-0061
東京都千代田区三崎町一丁目2番10号
土地家屋調査士会館
※論文の最後に執筆者の所属会、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記してください。

○送付方法

本論文を記録したCD-ROM及び印刷した本論文を2部ずつ郵送してください。
応募原稿及び資料は返却いたしません。

○**締切り** 2010年8月10日(火)必着

第7回国際地籍シンポジウム開催日程

日 付：2010年11月9日(火)～11日(木)

開催場所：台湾 台北市 台湾グランドホテル(圓山大飯店) 10階国際会議ホール

実行主催者：逢甲大学

後援者：中華民国地籍測量学会

2010年11月9日(火)

時間	内容
18:00 - 21:00	歓迎会

2010年11月10日(水) (シンポジウム)

時間	内容	
08:20 - 08:50	参加受付	
09:00 - 09:50	開会式／開会の挨拶	
10:00 - 10:40	基調講演	
論文発表(1)	第1会場	第2会場
10:40 - 11:40	テーマ：地籍(土地)法と土地測量の教育的促進	テーマ：空間情報と土地測量の利用
11:40 - 13:00	昼食	
論文発表(2)	第1会場	第2会場
13:00 - 14:00	テーマ：調査と地図作成技術の革新	テーマ：地籍(土地)法と土地測量の教育的促進
14:00 - 14:10	休憩	
論文発表(3)	第1会場	第2会場
14:10 - 15:10	テーマ：空間情報と土地測量の利用	テーマ：調査と地図作成技術の革新
15:10 - 15:40	休憩	
15:40 - 16:10	討論会	
16:10 - 17:00	閉会式	
17:00 - 18:00	総会	
18:30 - 20:00	晩餐会	

2010年11月11日(木) (技術訪問)

時間	内容	備考
08:00 - 08:30	参加受付	
09:00 - 17:00	土地管理事務所地籍測量部を訪問	
18:00 - 21:00	閉会式	

講習のお知らせ

自己申請により、土地家屋調査士専門機能継続学習(土地家屋調査士CPD)のポイントが付与されます。

土地家屋調査士の皆さま

ADR(裁判外紛争解決)、日常業務のスキルアップに!

◆実務に生かせる——

「紛争解決学」講義

講師・廣田 尚久

(弁護士第一東京弁護士会・元法政大学法科大学院教授)

講義日程：平成22年10月9日、10日、16日、17日(全16限・詳細は次頁)

講義時間：1限：9時30分～11時、2限：11時15分～12時45分(休憩45分間)
3限：13時30分～15時、4限：15時15分～16時45分

場 所：渋谷・フォーラムエイト
新大宗ビル7階(773号室)
〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂2-10-7
TEL.03-3780-0008



JR山手線/東京メトロ銀座線「渋谷駅」ハチ公口 徒歩5分
東京メトロ半蔵門線・田園都市線「渋谷駅」②出口 徒歩3分

受講料：4万8,000円(テキスト代込み)
(ただし、法科大学院生と2010年度
新司法試験を受験する法科大学院
生卒業生は4万円)

申込方法：FAX(「申込書」は次頁)またはホームページ・先着80名
(受付後に受付票を郵送しますので、受付票に記載した銀行口座に受講料を振り込んで下さい。入金確認後に受講証とテキスト「紛争解決学講義」を送ります。)

修了証書：受講を修了した方には修了証書をお渡しします。

廣田尚久紛争解決センター

〒104-0061 東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル10階
TEL. 03-5524-2732 FAX. 03-5524-2745
ホームページ：<http://seminar.funsou.jp>

講義日程と講義内容

1限： 9時30分～11時	2限： 11時15分～12時45分
3限： 13時30分～15時	4限： 15時15分～16時45分

- | | |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 10月 9日(土) | 1限 ①紛争解決学の成立
2限 ②紛争解決学の定義と領域
3限 ③紛争解決の客体(内的条件、時間的条件)
4限 ④紛争解決の客体(空間的条件)、紛争解決の主体 |
| 10月10日(日) | 1限 ⑤代理人(法律専門職種、代理人の本質と能力)
2限 ⑥紛争解決規範(成文法、判例、諸科学の成果他)
3限 ⑦紛争解決規範(経済的合理性、ゲーム理論他)
4限 ⑧紛争解決規範の使用方法 |
| 10月16日(土) | 1限 ⑨紛争解決規範のトモグラフィー
2限 ⑩因果律と共時性の原理、紛争解決の技術
3限 ⑪和解へのアプローチ、和解の歴史的意義
4限 ⑫訴訟の論理構造と和解の論理構造 |
| 10月17日(日) | 1限 ⑬裁判所(裁判所の機能、裁判官の心証形成、裁判上の和解)
2限 ⑭裁判外紛争解決(ADR)
3限 ⑮付帯条件つき最終提案仲裁・調停
4限 ⑯紛争解決学の全体像と紛争解決学の目的 |

FAX. 03 - 5524 - 2745

「紛争解決学」講義聴講申込書	
廣田尚久紛争解決センター宛	平成22年 月 日
フリガナ	
お名前	
勤務先 または 自宅住所 ↑ ○で囲んで下さい。	名称： 所在地：〒 _____ 職業： TEL： _____ FAX： _____

※このページをコピーし、FAXまたはホームページ(<http://seminar.funsou.jp>)にてお申し込み下さい。

土地境界基本実務Ⅴ 「境界鑑定Ⅴ(筆界の特定技法)」

発刊のお知らせ

平成18年7月31日刊行 A4判並製カバー装箱入 285頁 会員頒布価格2,000円(税込、送料込)

各 位

土地境界基本実務叢書の続編、第Ⅴ巻「筆界の特定技法」を発刊しましたので、御案内いたします。

日本土地家屋調査士会連合会

■ 発刊に際して(抄) ■

日本土地家屋調査士会連合会

会長 松 岡 直 武

日本土地家屋調査士会連合会は平成13年に土地境界基本実務叢書の具体的編集作業に着手し、Ⅰ部の境界鑑定(基本実務)を中心とした全4分冊の叢書編集を行い、Ⅱ部には「土地法制」、Ⅲ部には「地租改正報告」、Ⅳ部には「判例・先例要旨」とする図書を平成14年10月に発刊した。以後、連合会はこれらの図書を利用した土地境界基本実務(境界鑑定講座)研修を実施し、併せて各単位会においても継続した会員研修を実施することを要請し、境界の専門家としての専門的知識の習得に努めてきた。

平成16年6月18日には105年ぶりに不動産登記法が全面改正(法律第123号、平成16年6月18日公布、平成17年3月7日施行)され、続けてその直後の平成17年4月13日には法律第29号として「不動産登記法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、筆界特定制度の創設と土地家屋調査士法の一部改正による筆界特定の手続代理関係業務、土地の境界をめぐる民間紛争解決手続代理関係業務等が土地家屋調査士法第3条の業務に新たに加えられるに至った。(中略)

今回発刊する「土地境界基本実務Ⅴ」(筆界の特定技法)は、筆界特定の手続代理関係業務での代理人、筆界調査委員、あるいは民間紛争解決手続代理関係業務での代理人、鑑定人、補佐人、さらには裁判所における鑑定人として、事件をどのように読み取りどう理解するか、当該事件で当事者が求めている主張をどのような資料をもってどう分析し争点の整理をしていくのか、そしてどのような解決に結びつけていくのかなど、「土地境界基本実務Ⅰ」を基本とした筆界の特定技法をさらに深く掘り下げたものとして発刊するものである。

既発刊図書と共に各位の日常業務の一助となれば幸甚である。

境界鑑定V（筆界の特定技法）主な目次

第1章 筆界の特定技法

- 第1節 筆界の特定技法とは
- 第2節 筆界の特定技法と必要な諸能力
- 第3節 「筆界の特定要素」と「筆界の特定技法」のかかわり

第3章 特定技法の能力

- 第1節 調査技法
- 第2節 分析技法
- 第3節 判断技法
- 第4節 表現技法

第2章 筆界の特定要素

- 第1節 不動産登記法の求める筆界の特定要素とは
- 第2節 筆界の特定要素から得られる情報

第4章 事例から学ぶ

鑑定事例から「筆界の特定技法」を見る
鑑定事例1～鑑定事例6

■ 土地境界基本実務叢書《既刊》の御案内 ■

- 土地境界基本実務Ⅰ 境界鑑定Ⅰ（基本実務）
- 土地境界基本実務Ⅱ 境界鑑定Ⅱ（土地法制）
- 土地境界基本実務Ⅲ 境界鑑定Ⅲ（地租改正報告）
- 土地境界基本実務Ⅳ 境界鑑定Ⅳ（判例・先例要旨）

平成14年10月刊，B5判，4巻1セット，箱入
会員頒布価格8,400円（税込，送料込）

書籍申込書

所属土地家屋調査士会行

※この申込書は所属土地家屋調査士会に提出してください※

① 土地境界基本実務V「境界鑑定V（筆界の特定技法）」(2,000円・税込、送料込)	部
② 既刊4冊セット（8,400円・税込、送料込）	セット
所属会名	
氏名	
送付先	〒
TEL	

ご記入いただいたお名前、ご住所等は、ご注文いただいた商品の発送以外の目的には使用いたしません。

第25回

日調連 親睦ゴルフ千葉大会

前夜祭

目 時 平成 22 年 8 月 29 日 (日)
場 所 成田エクセルホテル東急
〒 286-0131
千葉県成田市大山 31
TEL 0476-33-0109 FAX 0476-33-0148
URL <http://www.narita-e.tokyuhotels.co.jp>

ゴルフ大会

目 時 平成 22 年 8 月 30 日 (月)
場 所 総成カントリー倶楽部
〒 286-0827
千葉県成田市西和泉 729
TEL 0476-36-1556 FAX 0476-36-0908
URL <http://www.sohsei-cc.co.jp>

宿泊場所

前夜祭と同じ「成田エクセルホテル東急」

登録締切

平成 22 年 7 月 16 日 (金)
所属の土地家屋調査士会にお申込願います。
開催要領及び申込書は、所属の土地家屋調査士会に
ございます。

問合せ

千葉県土地家屋調査士会
〒 260-0024
千葉県千葉市中央区中央港 1-23-25
TEL 043-204-2312 FAX 043-204-2313
E-mail : chosashi@olive.ocn.ne.jp

2009年度「土地家屋調査士」掲載

索引

2009年4月号(No.627)

）

2010年3月号(No.638)

■報告

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2009. 4	627	ADR 認定土地家屋調査士のための代理人養成研修 ～ ADR 認定土地家屋調査士活用支援のための研修会の実施～
	2009. 4	627	「登記基準点」の商標登録について
	2009. 5	628	地籍シンポジウム in Tokyo ～地籍に関する研究会の設立に向けて～
	2009. 7	630	第66回定時総会
	2009. 8	631	土地家屋調査士倫理規程
	2009. 9	632	日本土地家屋調査士会連合会 役員会務分掌等一覧表
	2009.10	633	千葉景子法務大臣 表敬訪問
	2009.11	634	公共嘱託登記土地家屋調査士協会の態様に関する見解
	2009.11	634	特別研修合格者体験記
	2009.12	635	平成21年度第1回全国会長会議(1)
	2010. 1	636	平成21年度第1回全国会長会議(2)
	2010. 2	637	大阪土地家屋調査士協同組合理事長との意見交換
	2010. 3	638	第2回全国会長会議報告
法務省	2009.12	635	不動産登記のオンライン申請制度の概要と今後について
財務部 共済会	2009. 8	631	第24回写真コンクール開催
	2009.10	633	第24回 日本土地家屋調査士会連合会親睦ゴルフ香川大会
	2010. 1	636	大規模災害基金状況

■取材

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
広報部	2009. 5	628	人材育成事業 一学校法人 近畿測量専門学校との情報交換一
	2009.11	634	人材育成事業 技術専門学校との意見交換会 一専門学校中央工学校を訪ねて一
土地家屋 調査士会	2009. 4	627	京都地籍シンポジウム2009 境界を紡いでつくる地図・地籍
	2009. 4	627	地籍シンポジウム in 滋賀2009に参加して
ブロック 協 議 会	2009. 4	627	ほっかいどう地図・境界シンポジウム2009Part8「地理空間情報と地図整備」
	2009. 5	628	あおもり境界紛争解決支援センター設立
	2009. 5	628	完全復元伊能図全国巡回フロア展(東京・深川)
	2009. 7	630	ADR 認証に向けた基本的取り組み及び認証を受けるまでの経過(滋賀会)
	2009. 8	631	「境界問題解決センターとくしま」のADR 認証取得までの経過
	2009. 9	632	「第3回専門家と共に考える災害への備え 地域復興編」～今こそ首都直下地震に真剣に向き合うとき～
	2009.10	633	ADR 認証一「センターちば」からの報告
	2009.10	633	野辺山に光り輝く1級点 世界測地系第Ⅷ系原点標識設置記念式典
	2009.10	633	「湖国の地震防災を考える一100年前の姉川地震が語るもの一」について
	2009.11	634	『境界紛争解決支援センターくまもと』設立(よく聴き、納得できる円満な解決をめざして)
	2009.11	634	「境界問題相談センターみやざき」設立
	2010. 1	636	境界シンポジウム in ふくおか2009
	2010. 2	637	じっくり、しっかり、ていねいに！『境界問題相談センターとっとり』設立
	2010. 2	637	外部講師養成講座の開講 ～寄付講座における大阪土地家屋調査士会の取り組み～
	2010. 2	637	土地家屋調査士の職業倫理研修会 in 福島
	2010. 3	638	「境界問題相談センターながさき」の開設
全調政連	2009. 5	628	第9回定時大会開催

外 部 団体事業	2009. 4	627	衛星測位に関するパネル討論会
	2009. 4	627	CSIS 寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」 第5回公開シンポジウム 「カーナビから広がる世界～道路分野に見るデータ流通の潮流」
	2009. 6	629	日本学術会議 情報委員会 ユビキタス空間情報社会基盤分科会シンポジウム 「ユビキタス空間情報社会基盤の構築」
	2009. 6	629	日本マンション学会2009 大阪大会
	2009. 7	630	第五回 衛星測位と地理空間情報フォーラム
	2009. 7	630	CSIS 寄付研究部門「空間情報社会研究イニシアティブ」 第6回公開シンポジウム 「脱ガラパゴス！～持続安定的な空間情報社会構築に向けた海外のNSDI動向」
	2009. 7	630	平成21年春 赤れんがまつり開催
	2009. 7	630	地理空間情報フォーラム2009 ～拡がる測量の世界～ Geoinformation Forum Japan2009
	2009. 8	631	地理空間情報フォーラム2009 パネルディスカッション「ISO/TC211 LADM (土地管理領域モデル)における地籍業務の標準化と各省連携」
	2009.10	633	地理空間情報フォーラム2009 ～拡がる測量の世界～ Geoinformation Forum Japan2009 日本土地家屋調査士会連合会担当企画の全体報告
	2010. 1	636	アジア法学会秋季研究総会 シンポジウム アジア諸国の裁判外紛争処理(ADR)の実情と課題
	2010. 1	636	CSIS DAYS 2009
	2010. 1	636	第3回つくば国際ウオーキング大会
	2010. 2	637	災害復興支援に関する専門士業全国交流シンポジウム 「我々は来るべき災害にどう備えるか?～これまでの活動の総括と今後の展望」
	2010. 2	637	完全復元伊能図全国巡回フロア展 in さいたま
	2010. 2	637	第3回つくば国際ウオーキング大会に参加して(茨城会)
	2010. 3	638	マンションシンポジウム報告—生活の安心・安全を目指す新たなガバナンス構築における資格者の役割は何か?
	2010. 3	638	地籍シンポジウム in Tokyo ～市民生活における安心・安全と地図・地籍・登記の役割～

■論文

	掲載号	号数	区分、見出し
カダストラルスタディーズ研究所報告	2009. 5	628	韓国の地籍分野の組織に関する研究
	2009. 6	629	『土地家屋調査士の新たな市場』
	2009. 7	630	ICT時代における地籍情報及び関連組織の再構築
	2009. 8	631	土地家屋調査士の取扱う個人情報の保護について
地理空間情報フォーラム2009 会員論文発表	2009.11	634	北海道の筆界の成立(施策と地図・筆界への羅針盤) ADRの取り組み—センター滋賀の現場から—
	2009.12	635	韓国の土地登録制度及び境界紛争解決方法に関する研究
	2010. 1	636	4年目を迎えた筆界特定制度—「はやい・安い・うまい」は実現されているか
	2010. 2	637	寄付講座による後継者育成の試み オンライン申請制度について
	2010. 3	638	静岡県土地家屋調査士会の災害時家屋被害認定調査に関する協定締結について 地理情報システムを用いた震災情報の収集・提供支援に関する一考察

■挨拶

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2009. 8	631	会長・副会長就任の挨拶
	2009. 9	632	専務理事・常務理事・常任理事 就任の挨拶
	2009.12	635	平成21年を振り返って (専務理事 瀬口潤二)
	2010. 1	636	新年の挨拶(会長 松岡直武)
法務省	2010. 1	636	新年の挨拶(法務省民事局長 原 優)

■告知

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
制 度	2009. 4	627	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(岩手会)
	2009.11	634	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(福島会・宮崎会)
	2010. 1	636	平成21年度土地家屋調査士試験の結果について
	2010. 3	638	土地家屋調査士法第3条第1項第7号に規定する法務大臣の団体指定について(熊本会)

研修部	2009. 4	627	ブロック新人研修修了者 近畿ブロック・九州ブロック
	2009. 5	628	ブロック新人研修修了者 中部ブロック・中国ブロック・東北 ブロック・北海道ブロック
	2009. 7	630	ブロック新人研修開催公告 関東ブロック
	2009.11	634	ブロック新人研修開催公告 近畿ブロック・九州ブロック・北海 道ブロック・四国ブロック
	2009.12	635	ブロック新人研修修了者 関東ブロック
	2009.12	635	ブロック新人研修開催公告 中部ブロック
	2010. 1	636	ブロック新人研修開催公告 中国ブロック・東北ブロック
	2010. 3	638	ブロック新人研修修了者 近畿ブロック・四国ブロック
人 事	2009. 5	628	人事異動 法務局・地方法務局
叙 勲・ 黄綬褒章	2009. 6	629	平成21年 春の叙勲・黄綬褒章
	2009.12	635	平成21年 秋の叙勲・黄綬褒章
主催・共催・ 参加事業	2009. 4	627	地理空間情報フォーラム2009 (概要)
	2009. 5	628	地理空間情報フォーラム2009 (詳細)
その他	2009. 5	628	講習のお知らせ 実務に生かせる― 「紛争解決学」講義

■募集

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
連合会	2009. 6	629	平成22年度 明海大学不動産学部 企業推薦入試のご案内
	2009.12	635	平成22年度 明海大学不動産学部 企業推薦入試のご案内
財務部	2009. 6	629	第24回 日調連親睦ゴルフ香川大会
共済会	2009.11	634	第23回 全国囲碁大会参加者募集
	2009. 9	632	団体定期保険加入者募集
	2010. 1	636	【平成22年度】測量機器総合保険(動 産総合保険)中途加入のご案内
	2010. 3	638	土地家屋調査士制度制定60周年記念 第25回 写真コンクール作品募集

■幹旋

掲載目	掲載号	号数	区分、見出し
研修部	2009. 4	627	土地境界基本実務V「境界鑑定V(筆 界の特定技法)」発刊のお知らせ
	2009.10	633	〃

研修部	2010. 1	636	測量・地図の基礎講座 測量観測技術・ 空中写真判読・地図読図の3コース
広報部	2009. 5	628	土地家屋調査士2010年オリジナル カレンダー
	2010. 1	636	映画「劔岳 点の記」DVD幹旋のご案内
研究所	2009.12	635	土地家屋調査士の業務と制度 第2版 特別頒布のご案内

■書籍紹介

	掲載号	号数	区分、見出し
土地家屋 調査士の 本 棚	2009. 4	627	「世界と日本の災害復興ガイド」(兵庫 県震災復興研究センター／「世界と 日本の災害復興ガイド」編集委員会編、 200p、クリエイツかもがわ)
	2009.12	635	「不動産登記法」(山野目章夫著、613p、 商事法務)
	2010. 3	638	「再現 江戸の景観 広重・北斎に描 かれた江戸、描かれなかった江戸」(清 水英範、布施孝志共著、156p、鹿島 出版会)
書 評	2009. 7	630	「春風秋雨」読後感

■レギュラーコーナー

LOOK NOW

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 4	627	「平成20年度第2回全国ブロック協議会長 会同」開催
2009. 5	628	「韓国の地籍」をテーマとした講演会の開催
2009. 8	631	基本合意書に基づく協議会(第2回)の開催
2009.11	634	「デジタルマップフェア2009」を訪問して 「平成21年度第1回全国ブロック協議会長 会同」開催
2010. 3	638	寄附講座調印式 ～東京会と国土建設学院が正式調印～

特定認証局の動き

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 5	628	特定認証局が対応を迫られている諸問題に ついて「暗号アルゴリズムの2010年問題」
2009. 8	631	続 電子認証基盤の動向
2009.10	633	意外と多い、ヒューマンエラーによるトラ ブル対策について
2009.12	635	電子認証基盤の利活用
2010. 2	637	オンライン申請の現状と課題

広報最前線

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 4	627	沖縄会
2009. 7	630	山形会
2009. 8	631	釧路会
2009. 9	632	茨城会
2009.10	633	兵庫会
2009.11	634	青森会
2009.12	635	熊本会
2010. 1	636	奈良会
2010. 2	637	三重会
2010. 3	638	栃木会

「美の工房」

工芸評論家 笹山 央

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 4	627	第17回 漆の中の木の香り、木曾の木地師に由来する
2009. 5	628	第18回 雲のような墨の滲みと、飛び跳ねるような線の群れ
2009. 6	629	第19回 古くて新しい、ローカルでグローバルな陶芸
2009. 7	630	第20回 〈消滅〉の果てに立ち現れてくるもの
2009. 8	631	第21回 ありふれたものの中に美を見出していく営み
2009. 9	632	第22回 見て、触れて、聴いて、香りを創るインスタレーション
2009.10	633	第23回 秩序の美の中を、風がおおらかに吹き抜けていく
2009.11	634	第24回 黒漆と貝が奏でる都市の詩情
2009.12	635	第25回 木のスプーン、木彫りの仏像ともおぼしき
2010. 1	636	第26回 やきもの、もしくは日本的な立体表現を示した陶芸
2010. 2	637	第27回 洗練された諧調の中に古布の野趣味が漂う
2010. 3	638	第28回 生き物のような金属のかたち、心の壁に分け入って

会長レポート

全号にわたり掲載

会務日誌

全号にわたり掲載

ちょうさし俳壇

選者 水上 陽三

全号にわたり掲載

オンライン申請体験談

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 6	629	Windows Vista でオンライン申請をしてみた
2009. 7	630	～ Limited ではなく、For example の精神で～
2009. 8	631	フォルダ管理と成果品(登記完了証)
2009. 8	631	次期バージョン Windows 7 でオンライン登記申請を検証
2009. 9	632	日調連のXML土地所在図作成ソフトで図面を作成し申請をしてみた
2009.10	633	福島会でオンライン申請が浸透中
2009.11	634	オンライン申請の活用法
2010. 1	636	オンライン登記申請の注意点等
2010. 2	637	オンライン申請促進委員長向井の感想と申請体験談

登記申請はオンラインで

—土地家屋調査士のためのオンライン申請—

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 4	627	環境設定編
2009. 5	628	地目変更編
2009. 6	629	分筆登記編
2009. 7	630	滅失登記編
2009. 8	631	建物滅失登記と建物表題登記の連件申請編
2009.10	633	合筆の登記編

ネットワーク50

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 4	627	愛媛会
2009. 5	628	釧路会
2009. 6	629	東京会
2009. 7	630	神奈川県・滋賀会・東京会
2009. 8	631	長野会
2009. 9	632	奈良会
2009.10	633	札幌会・熊本会
2009.11	634	山口会・長崎会
2009.12	635	福井会
2010. 1	636	大阪会・滋賀会
2010. 2	637	岐阜会
2010. 3	638	山口会

世界遺産候補地

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 4	627	三徳山—信仰の山と文化的景観—
2009. 5	628	幕末佐賀の造船・製鉄の遺産を九州・山口の近代化産業遺産群に…
2009. 6	629	阿蘇—火山との共生とその文化的景観—

公嘱協会情報

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 5	628	公嘱協会情報 Vol.77
2009. 7	630	公嘱協会情報 Vol.78
2009. 9	632	公嘱協会情報 Vol.79
2009.11	634	公嘱協会情報 Vol.80
2010. 1	636	公嘱協会情報 Vol.81
2010. 3	638	公嘱協会情報 Vol.82

土地家屋調査士名簿の登録関係

全号にわたり掲載

会員の広場を利活用ください

全号にわたり掲載

なるほど ナットク 国民年金基金

4月号から12月号にわたり掲載

土地家屋調査士ADRの現状と今後

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 6	629	土地家屋調査士ADRの現状と今後 ～模索から飛躍に向け～ (高知会)
2009. 7	630	土地家屋調査士ADRの現状と今後 ～「境界問題解決センターふくおか」が目指しているもの～ (福岡会)
2009. 8	631	「尽きせぬ悩みは果てなくとも」～あいち境界問題相談センターの現状と課題～ (愛知会)
2009.10	633	土地家屋調査士ADRの現状と今後 ～運営に携わる皆様へ～ (愛媛会)
2009.12	635	土地家屋調査士ADRの現状と今後「境界問題相談センターかごしま」(鹿児島会)

シリーズ ADRフラッシュ

掲載号	号数	区分、見出し
2010. 3	638	「ADR認定土地家屋調査士活用支援のための研修会」

シリーズ境界の理論と実務 寶金敏明

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 9	632	境界の法律問題あれこれ(1)
2009.10	633	境界の法律問題あれこれ(2)
2009.11	634	境界の法律問題あれこれ(3)

土地家屋調査士制度制定60周年記念事業(案)

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 4	627	土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について(案)(愛知会)
2009. 5	628	「世界測地系第Ⅷ系原点標識設置の記念式典」について(長野会)
2009. 6	629	土地家屋調査士制度制定60周年記念TVドラマ制作について(札幌会)
2009. 8	631	「今迄の10年とこれからの10年」(福岡会)

事務局紹介

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 6	629	日本土地家屋調査士会連合会
2009. 7	630	東京会/岡山会
2009. 8	631	神奈川会/鳥取会
2009. 9	632	埼玉会/島根会
2009.10	633	千葉会/福岡会
2009.11	634	茨城会/佐賀会
2009.12	635	栃木会/長崎会
2010. 1	636	群馬会/大分会
2010. 2	637	静岡会/熊本会
2010. 3	638	山梨会/鹿児島会

提言シリーズ

掲載号	号数	区分、見出し
2009.12	635	「司法修習生の研修」—日本でいちばん小さい(面積)香川会の取組み—
2010. 2	637	筆界特定制度と地籍調査事業推進に関する意見「地籍制度への組織対応」
2010. 3	638	外部広報活動報告～宮城県立志津川高等学校の体験授業～

索引

掲載号	号数	区分、見出し
2009. 6	629	平成21年度「土地家屋調査士」掲載索引

平成22年 春の叙勲・黄綬褒章

おめでとございます。



旭日双光章

高木 昭次 (熊本県土地家屋調査士会)

昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
熊本会理事、同副会長、同会長、日調連理事を歴任
平成18年法務大臣表彰等、現在熊本会名誉会長70歳



旭日小綬章

芹澤 利二 (山梨県土地家屋調査士会)

昭和42年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴43年
山梨会理事、同副会長、同会長を歴任
平成9年法務大臣表彰等、現在山梨会名誉会長70歳



旭日小綬章

椎橋 浩 (神奈川県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
神奈川会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連
理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成6年法務大臣表彰等、現在神奈川会相談役70歳



黄綬褒章

菊地 圭一郎 (京都土地家屋調査士会)

昭和40年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴44年
京都会理事、同常任理事、同副会長を歴任
平成8年法務大臣表彰等、74歳



黄綬褒章

阿部 熊光 (福岡県土地家屋調査士会)

昭和39年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴46年
福岡会理事、同副会長、日調連理事を歴任
平成14年法務大臣表彰等、69歳



黄綬褒章

亀山 一宏 (宮城県土地家屋調査士会)

昭和48年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴36年
宮城会副会長、同会長、日調連副会長を歴任
平成21年法務大臣表彰等、現在宮城会相談役、日調連相
談役69歳



黄綬褒章

宮内 大介 (愛媛県土地家屋調査士会)

昭和46年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴38年
愛媛会理事、同副会長、同会長を歴任
平成21年法務大臣表彰等、現在愛媛会名誉会長63歳



黄綬褒章
福井 信和 (札幌土地家屋調査士会)
 昭和34年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴49年
 札幌会理事、同副会長、日調連理事を歴任
 平成17年法務大臣表彰等、72歳



黄綬褒章
仁井 光治 (大阪土地家屋調査士会)
 昭和44年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴41年
 大阪会理事、同常任理事、同副会長を歴任
 平成9年法務大臣表彰等、現在大阪会監事70歳



黄綬褒章
竹野 満 (山梨県土地家屋調査士会)
 昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴39年
 山梨会理事、同副会長、日調連理事を歴任
 平成13年法務大臣表彰等、63歳



黄綬褒章
杉井 潔 (静岡県土地家屋調査士会)
 昭和45年に土地家屋調査士登録、土地家屋調査士歴40年
 静岡会理事、同常任理事、同副会長、同会長、日調連理事、
 同監事を歴任
 平成14年法務大臣表彰等、現在静岡会顧問67歳

※受章者の年令・歴に關しましては、平成22年4月29日発令日の年令・歴です。

編集後記

6月といえば

私は、梅雨と紫陽花を一番にイメージするのですが、皆さんは6月といえばどのようなイメージをお持ちでしょうか。

本来の「紫陽花」とは、唐の詩人 白居易が命名した別の紫の花のことをいうようで、平安時代の学者、源順(みなもとのしたごう)が今のあじさいにこの漢字をあてたため、誤って一般的に広まったそうです。

紫陽花の色には、青、赤、白、とあって梅雨の時期には、とてもきれいな大輪の花を咲かせます。ところで、この紫陽花の発色の違いは何が原因か、皆さんご存知ですか。

答えは、生育している土の性質にあります。紫陽花の花は、土が酸性なら青、アルカリ性なら赤らしいです。ご存じだったでしょうか。(私は、最近知

りました…)

まるでリトマス試験紙のようです。

また、じめじめと長雨が続く6月は、季節の変わり目で体調を崩しやすい時期でもあります。梅雨に入ると体がだるくなったりします。そのような時期には、旬の食材を食べることが一番だと思います。旬のものは、安くて栄養価も高く、新鮮なものが出まわります。

6月の旬といえば、さくらんぼ、えだまめ、鮎(アユ)、鱈(アジ)、新ショウガ、とうもろこし、などがあります。

たまに行くのですが、大将と女将さんでやっている、おいしい料理を出してくれる料理屋があります。新ショウガと鱈のたたき、子鮎のかき揚げ、生桜海老のかき揚げなどを肴に一杯なんて最高ですね♪

広報部次長 廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
 1年分 1,200円
 送料(1年分) 1,008円

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 松岡 直武

発行所 日本土地家屋調査士会連合会®

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社